
平成27年第2回大和町議会定例会会議録

平成27年6月3日（水曜日）

応招議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

出席議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅野元君	保健福祉課長	千葉喜一君
副町長	遠藤幸則君	産業振興課長	大塚弘志君
教育長	上野忠弘君	都市建設課長	佐々木哲郎君
代表監査委員	渡邊仁君	上下水道課長	蜂谷俊一君
総務課長	後藤良春君	会計管理者兼会計課長	佐藤三和子君
まちづくり政策課長	小川晃君	教育総務課長	櫻井和彦君
財政課長	高崎一郎君	生涯学習課長	村田良昭君
税務課長	三浦伸博君	総務課危機対策室長	文屋隆義君
町民生活課長	長谷勝君	税務課徴収対策室長	浅野義則君
子育て支援課	内海義春君	産業振興課農林振興対策官	熊谷実君

事務局出席者

議会事務局長	浅野喜高	主 任	逢坂孝徳
次 長	櫻井修一		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、おはようございます。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番伊藤 勝君及び11番平渡高志君を指名します。

日程第2「一般質問」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、一般質問を行います。

きのうに引き続き、順番に発言を許します。

4番渡辺良雄君。

4 番 (渡辺良雄君)

おはようございます。

それでは、トップバッターで、本日2日目のトップバッターとしてこれから質問を
してまいります。

1件目、福祉タクシー利用券の新設検討を。

新たなデマンドタクシー・町民バスの運行が本年4月1日から開始をされました。
本制度の運営状況は、始まったばかりではありますが、現在のところ良好とのことをお伺い
をしましたが、このまま安定した運営を願うところでもあります。

このデマンドタクシーは、障がい者の移動支援、これは一部福祉というか、介護保
険制度の介護タクシーとしてもその役割を担っているところであると思われま

しかしながら、介護タクシーとしての機能が、下記の次の事項について不足していると思われるので、福祉タクシー券の新設について新規事業の検討を望むものであります。

不足している事項というのが、障がい者がデマンドタクシーにて吉岡地域以外の場所への利用ができない。吉岡地域やもみじヶ丘・杜の丘地域の障がい者は、そもそもデマンドタクシーを利用できず、介護タクシーとしての助成を受けられない。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 町 （浅野 元君）

おはようございます。きょうもよろしく申し上げます。

それでは、ただいまの渡辺議員のご質問でございますが、町民バスにつきましては、路線バス廃止の代替バス、代替のバスとしまして運行しておるところでございますが、その目的は、周辺部にお住まいの交通弱者の方々の医療機関や商業施設、公共施設等が集中している吉岡地区への移動手段の確保を図ることを目的としたものでございます。

しかし、大和町は、広大な町域のため、地域の生活道路までその運行範囲を広げた町民バスでは路線によっては1時間以上かかる路線もあり、便数が少ない、使用したい時間帯に運行していない等の理由によりまして利用者が減少し、空バスでの運行もふえている状況でございました。

そのため、利用者からの事前予約に応じまして運行することにより、無駄な運行をなくし、需要の少ない地域でも効率的な運行と利便性が向上するデマンドタクシーを導入したものでございます。

デマンドタクシーは、民間のタクシー事業者へ運行を委託していますが、いわゆる介護タクシーにつきましては、乗務員の方が2級以上のホームヘルパーの資格を有している者となっております。利用者が送迎や乗降する際に介護を行うことができ、病院等で付き添うことも可能となっておりますし、介護保険の適用がなされることになっております。

また、福祉タクシーは、身体障害者の利用者が外出する際に利用するのが一般的でありまして、使用する介護、福祉の車両につきましては、ロープやリフトがついた特

殊車両となっております、そのため、一人で乗降できない方や車椅子を使用されている方々につきましては、デマンドタクシーを利用できない状況となっております。このため、デマンドタクシーは、障害者の方々の移動手段としての機能を全て全うしていることはできない状況でございます。

福祉タクシー利用券ということにつきましては、重度心身障害者に対しましてタクシー利用料金の一部を助成することにより、日常生活の利便性を図り、社会参加の機会を確保することを目的としております。県内でも身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1・2級の方々を対象としまして、県内の20市町で実施されているというところでございます。

平成26年11月に障害福祉に関するアンケート調査を実施いたしました結果、障害のある方の外出する際の交通手段につきましては、自家用者が62.5%、バスが16.5%、タクシー10.9%、徒歩9.3%、自転車・電車等という回答の状況でございました。また、医療費や交通費の経済的負担につきましては、よくある、多少あると回答した方々が47.3%いたるところでございます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が平成25年4月より施行されたところでありまして、本町におきましても、大和町第4期障害福祉計画を策定したところでございます。

これからの町の取り組みといたしましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の基本理念に基づきまして、障害の有無により分け隔てることなく、共生社会を実現するために障害者の方々の社会参加の機会を進めてまいります。

障害福祉サービスのあり方につきましては、福祉タクシー利用券等の検討のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

渡辺良雄君。

4 番 (渡辺良雄君)

今ご答弁をいただきまして、これからの町の取り組みとして福祉タクシー利用券等の検討を進めていくということで、おおむね私の質問の中で満足のいく答えはあるんですけども、少し議論をさせていただきたいと思います。

デマンドタクシーで障害者の方については無料という項目が出ておりまして、私も少し混同しておった部分があったんですけども、それは自分で乗ることのできる方、

あるいは降りられる障害者の方に限定をしてということかと思うんですけども、そういう方はデマンドタクシーも町民バスも無料という施策が我が町においてなされていると。

しかし、それ以外の障害者の方については、この4期の障害者福祉計画、これの福祉施策の11項目に該当するのでしょうか。ここの部分、それから、この障害者福祉計画で示されているところの黒川地域自立支援協議会の出している、この福祉サービスガイドブック、これらを参照しますと、より障害の重たい、軽い方はそういう無料の町の施策を受けられるんですけども、それ以外の方はこれでいきますと1割のこれは何になるんですかね、補助になるんですかね、ということなんですけど、少し公平性を欠くような部分があるというふうに感じるんですけど、町長それについてはいかがな所見をお持ちでございましょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問でございしますが、障害のある方に対してのその補助のバランスということのお話だというふうに思っています。このことにつきましては、障害者の方々についての問題はもちろんあるわけでございますが、デマンドバスに関しましてはあくまで町民バスの代替という、町民バスにかわるものという考え方で今スタートしております。したがって、その結果バスと同じ内容でのサービスといえますか、それが継続されてきたということございまして、福祉の重症者、障害者の方々についてのものについてと一緒にないのが現状でございます。

ですから、その障害者の方につきましては、今申し上げましたとおり、このデマンドバスとはまた違った形の、違った形といいますか、施策の中で先ほど申しました福祉タクシー券とか、そういったものでやっていくということを考えております。あくまでデマンドバスと福祉バスとか、介護タクシーとか、一緒になってしまいますと、どうしても難しさが出てきますし、先ほどお話しのとおり、障害者の方々につきましても、自分である程度動ける方につきましては、デマンドが使えて、そうでない方には使えないという現状はあるのですけれども、どうしても車椅子とかそうなった場合には、デマンドバスの場合は皆さんが相乗りという形になりますので、なかなかそうなってきた場合には今までのバスと同じような活動ではなくなってしまうということ

がございました。

ですから、あくまでデマンドバスにつきましては、町民バスのかわるものだという1つの考え方、それから福祉のバスなり、タクシーですか、そういったものにつきましては、これとはちょっと別な形での考え方にして進めていかないと、なかなか両方を1つにしてやるということについては難しさがあるという状況にございます。

申しわけなかったのは、障害者の方のほうがちよっとおくれてしまっているという現実はそのとおりだというふうに思っておりますので、その福祉タクシーとか、そちらの福祉タクシー券とか、それにつきましては、先ほど申しましたけれども、今計画には乗せているところでございますので、今後進めてまいりたいというふうに考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

今の町長のご答弁で私今もやもやしていたものがすごく納得した気がいたします。さらに申せば、これからの福祉タクシーを考える上で、デマンドタクシーについては介護保険制度と、それから身体障害者福祉施策、これの2つの出どころの違うものをちょっと今一緒に私質問しているので、ごちゃごちゃになっている部分がちょっとあるんですけれども、それはちょっと整理をしながら、あるいは2つを足してということで質問をさせていただきたいんですけれども、今高齢化がかなり進んできておまして、これは我が団地もそうですし、それから従来の旧部落のほうもそうですし、かなり高齢化が進んできて、少しずつ老々介護というようなことも言われつつあります。

老々介護の実態となりますと、私の家もそうですけれども、65歳以上の夫、60歳以上の妻、この2人暮らしで生活していて、これが私の家ももう老々状態に入っているわけなんですけれども、どちらかが介護状態に入ったときに老々介護になるという状況でして、私の家、それから団地内を見渡しますと、私の周辺でもそういう家庭がたくさんある。

それから、従来地域にお住まいの同僚議員に聞いても、うちもそうだよと、周りいっぱいそうだということで、これからどういうことが始まっていくのかなということで、介護保険に対する不安もいっぱいあります。ちょっと質問内容が変わってきているところがあるかもしれませんが、介護タクシー制度を考える場合に、今新た

な取り組みとして行われてきているのが、先ほど町長のご答弁の中では34市町のうち、宮城県内で20市町についてはもうこの福祉タクシーを始めているということですが、この始めている福祉タクシーの中身がどのような実態なのかということまで掌握されているのかどうか。

と申しますのは、福祉タクシーの中身が、重度身障者と申しますと、身体障害者1級、もしくは2級、あるいは3・4級でも条件をつけてと、そういう方々だけなのか、それとも要介護認定を受けて要介護の4・5の方も含めているのかどうか、この辺まで掌握されているのかどうかをお伺いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいま県内の実施状況についての町の把握ということでございますが、資料として把握はしておるところでございます。内容につきましても、タクシー券だったり、あとは燃料費でやっているところもあるとか、そのやり方につきましては、それぞれの市町で変わっているところがございますし、また、対象者につきましても、障害の手帳1級・2級とか、例えば子供さんに小児ぜんそくのみであるとか、それぞれ実情にあったといいますか、そういったものでやられているというふうなことでございまして、それにつきましても担当課のほうでも調べておるところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

これは習志野市の事例なんですけれども、習志野市の事例では福祉タクシーの対象者として身障者手帳1級・2級、それから身障者3級で視覚、下肢、体幹に障害のある方、身体障害者3級または4級で人工透析のために通院を要する腎臓機能障害のある方、そして、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の方、そして、ここは特徴的なんですけれども、65歳以上で要介護5、要介護4、要介護3の区分に該当する方を対象として障害者福祉タクシー利用助成を行っているということでもあります。

これから我が町は検討するというところでございますけれども、身体障害者とそれか

ら要介護、これは出どころが違ふと申しますか、介護保険とそれから身障者関連、これ全然出どころが違ふものですが、この両方を今後検討されるおつもりがあるかどうかをちょっとお尋ねをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
今の話は介護保険対象者の方々といわゆる障害者の方々というお話だというふう
に思っております。このことにつきましては、現在まだそこまで具体的に検討している
状況でございませんので、どういったものがふさわしいのか、そういったものを今他
県のお話がありましたけれども、ほかの町村とかもやっているところもございますし、
いろいろ研究していきたいというふうに思っております。今の段階でこちらだけ、あ
ちらだけ両方という判断はまだまだしておりません。

議 長 （大須賀 啓君）
渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）
少し内容が本来のところからそれている部分があると思いますけれども、この福祉
タクシー利用券で介護タクシーとしての機能、これをこれから検討していただくとい
うことでございますので、もう一つ、先ほどご答弁のありました中で、1つだけ質問
をさせていただきますが、平成26年11月、障害者福祉に関するアンケート調査という
ことでございますが、この中での障害のある方の外出する際の交通手段についての回
答状況、これをもう少しかみ砕いてご説明いただけたらと思いますが、お願いをいた
します。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
かみ砕いてということですが、利用の自動車とかバスを使っている方が、そういう

方が先ほど申し上げた数字であるということ、あと例えば誰と外出されますかとか、あと外出の目的はとか、そういったことをご質問しているのです。そういったものの答えでよろしいんですかね。かみ砕いてと言われたときにはちょっと、（「対象がどういう方にアンケートをなされたのか」の声あり）

それは、障害者手帳の保持者の方々にアンケート調査をいただいたということです。よろしいでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

渡辺良雄君。件名の要旨に沿ってお願いします。

4 番 （渡辺良雄君）

ちょっと私の考えていたことが件名と要旨からちょっと外れてきましたので、ちょっと私の中ではこの介護の要介護4・5の方々のことをちょっと考えていたものですから、ちょっとずれてしまった感が否めなくて、この件についてはここで質問を終わります。

続いて、2件目に入ります。

大和町総合体育館の震災補修の検討を。

総合体育館は、2011年3月の東日本大震災で天井が崩落し、以後修復は行わず天井を完全に撤去して現在に至っております。このため、天井の茶色の塗装が壁の色と合わず落ち着かない印象を強く受けます。また、天井がなくなったせいか館内放送も音がこもって聞きづらく感じます。そこで、近隣の総合体育館を参考に天井を含む内部塗装と音響装置の改装を行ってはどうか検討を望むものです。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、総合体育館の件でございますが、総合体育館につきましては、大和町のスポーツ施設の中心といたしまして、平成4年9月に整備をいたしておるところでございます。完成当時、メインアリーナにつきましては、文化的施設を兼ね備えた施設といたしまして、音響対策を考慮したグラスウールを使用した天井板を設置いたしました。その後、文化ホールと生涯学習館の機能をあわせ持つ施設といたしまして、平

成7年4月にまほろばホールがオープンになったところでございます。

今回のご質問でございますが、いわゆる3・11の東日本大震災によりまして、総合体育館につきましても大きな被害を受けたところでございます。メインアリーナにつきましては、その音響対策に取りつけた天井板、グラスウールでございますが、186枚、メッシュのパネル、金網でございますが、45枚が落下しております。その後、皆さんのご意見を聞きながら、いただきながら余震等で再度崩落する可能性もあったため、天井につきましては、全面撤去いたしまして、総合体育館の復旧工事を行いました。

音響設備につきましては、その建設当時から23年が経過しておりますので、若干古くなっている経過はあるというふうに思っておりますが、今後様子を見てまいりたいというふうに思っております。

また、昨年メインアリーナを利用した試合等の日数につきましては、プロではトヨタのハンドボールの大会が1日、一般については90日の利用でございました。

ご質問にありました天井の茶色と壁の色が合わないため落ち着いた印象につきましては、天井の色はグレーではございますけれども、利用者からはそのような指摘は現在受けておらないところでございますけれども、なお利用者からの情報収集、そういったものをしてまいりたいと、このように考えております。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

渡辺良雄君。

4番 (渡辺良雄君)

音響設備について23年が経過して、今後様子を見たいということでもありますけれども、あの音響整備というのは、アンプは何ワットあって、スピーカーは何ワットあるぐらいかはちょっとわかりますかね。それが1つと、もしわかればご答弁をお願いします。

それから、天井の色、グレーというご答弁ですけれども、私もちょっと印象で述べていたんですけれども、茶色と。茶色は鉄骨だという同僚議員の指摘を受けまして、ああ、そうかなとも思っているんですけれども、私どもこの宮床の体協でも使わせてもらって、あそこでプレーするわけですけれども、茶色の鉄骨と、それから天井のあの、天井板はグレーなんですかね、何か違和感をすごく覚えますし、それから私が議員にならせていただいて、ここでの会議の席でも何度かあの天井塗装したらという意

見を聞いております。

今もご答弁いただいたんですけども、そういう認識ないということなんですけれども、改めてお聞きしたいんですけども、色塗りといいますか、天井をつけるというのはいもうやらないというふうにしても、色塗りの計画は全く考えていないのかどうか、もう一度町長、ご答弁をお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、放送設備といいますか、アンプ等につきましてはちょっと現在資料ございませんので、後ほど調べてご答弁させていただきたいと思います。

それで、天井の件でございますけれども、ご意見あるわけでございますけれども、ほかの方が言っていないというか、そういったからということではなく、やっぱりいろんな方からいろんなご意見を聞いて、あったほうがいいのか、いろいろ出てくるのかなというふうに思っています。ですから、そういったご意見を今のところ余り聞いておらないところもございますので、どういったものなのか、あと今回あそこの管理をミズノという指定管理にしまして、プロの管理者といいますか、今やっているところでございますので、そういった専門家の意見なども聞いてみたいというふうに思っております。現段階ではまずそういった情報収集といいますか、そういったことをやってみたいなというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

ぜひ聞いていただきたいと思います。あわせて、今回質問には載せてないんですけども、総合体育館の外側の駐車場、ここもちょっと余り評判はよくないので、ほかのところの総合体育館なんか行きますと、大体駐車場きれいになっておりますが、総合体育館の駐車場、不明瞭ですし、それから下もだんだらで、非常に見てくれもよくないというような状況もございますし、それから、1つお尋ねしたいのは、震災復興予算で今からそういう色の塗りかえとか、新たに天井を、今は落ちない天井もあると

いうふうに聞いているんですけども、そういったのが今からでも可能なのか不可能なのか、その辺1つだけお尋ねをしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
震災復興という形につきましては、一旦修理が終わっていますので、外すという形でのですね、それで震災についての復興については終わっているというふうに考えております。したがって、やるとすれば別な形での取り組みになるというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）
ぜひ音響も23年ということで、天井を撤去してさらに放送設備も古くなってということで、ぜひ使いやすいといいますか、それからミズノスポーツサービスのほうもことしの4月1日から始まったばかりですけども、会社のほうも遠慮しているという部分もあるかもしれませんし、そういったところを勘案もしながらですけども、ぜひ競争力のある総合体育館にしていきたいと思いますというふうに思います。

1つは、やっぱり音響がそういう条件が変わった中での音響設備で明瞭に聞こえるというのが、やっぱり一番の使い勝手のうちの競争力、そういったお客さん、利用される方々の利便を考えると、それは一番の条件だと思いますし、それから、天井にしてもやはりそういう声があることは事実でありますし、それはやっぱり考えていっていただきたいと思うんですけども、今後にわたって塗装についても検討していくということを、塗りかえを検討していただけるかどうか、町長、もう一回ご答弁をお願いをしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ああいった施設でございますので、天井に限らず利用していただく方々のご意見を聞くということはあるというふうに思っております。そして、今現在も比較的評判いい施設だと私は思っております、いろんなその全て完璧ではないにせよ、そういった意味では評価は非常に高いなというふうに思っているんです。

ただ、いろんなご指摘もあろうかと思っておりますので、そういった声は真摯に聞いて、またよりよい施設になるような努力をしまいたいというふうに思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

以上で渡辺良雄君の一般質問を終わります。

続きまして、14番馬場久雄君。

1 4 番 （馬場久雄君）

おはようございます。

通告どおり2件について質問をさせていただきます。

1件目、来る町長選挙についてということでご質問をするわけなんです、これに関しましては、昨日議会初日に町長みずから所信の表明をしていただきました。後出しジャンケンということで新鮮味がないわけなんです、回答書もないわけですので、きのうの町長の挨拶の中から数点ご確認をさせていただきたいと思っております。

けさの河北新報を拝見させていただきました。きのう立候補の表明をいたしまして、宮城の中核都市を目指して、町の均衡ある発展へ向けて全力で努力をすると、端的にまとめて書いてあったわけです。そういうことで、昨日のことも含めまして一応質問内容を読ませていただきます。

ことは町制施行60周年の節目の年に当たります。また10月8日に満了を迎えます町長選挙の年でもあります。この間、すばらしい発展を遂げている大和町だと私自身感じております。今後も元気あるまちづくりを進めていく町長としての5期目の決意を伺うということで、要旨としてまとめさせていただきました。

それでは、数点質問させていただきますが、昨日の所信表明の中で、平成11年に町長に就任以来、4期16年行政のトップとしてリーダーシップを発揮してきたと。一定の成果を上げることができたというふうな文言もあるわけなんです、町長自身ある程度この4期の中でこういった一定の成果が上がっているんだというふうなことを、

どういったことを感じられているのか。

また、それに基づいて第4次総合計画を基本として進むわけでございますが、みやぎの中核都市・大和町の実現、これもやはり町長として常々唱えておりますテーマであろうと思います。富谷町が来年ですか、市を目指して今やっておりますし、そういった形で黒川圏域そのものも変わっていく、その中での大和町というふうな捉え方をして、このみやぎの中核都市をどういうふうに構想を描いていくのか。

また、人口の増加がある中でありますが、こういった節目で日本全国どんどん人口が減ってくるであろうと予測をされております。そういった中で、町長のこの所信の中に議員皆様、町民皆様と一緒に考えて新たな羅針盤をつくっていく機会の節目というか、そういった形になるんじゃないかと。羅針盤というからには、やはり進むべき方向、方角というか、改めてそういったことを求めていかなければならないということなので、もう少し詳しく説明していただければというふうに思います。

一応以上、そのことに関してお伺いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまの馬場議員のご質問でございますが、昨日ご案内のとおり5期目の挑戦のことにつきまして皆様に申し上げさせていただいたところでございます。昨日も申し上げたところでございますが、改めまして、今馬場議員からのご質問につきましてお答えをしたいというふうに思っておりますが、一定の成果ということを上申したところでございます。

このことにつきましては、大和町、これまで職住近接のまちづくりということで、昭和40年代から北部工業団地を造成をし、そして住宅団地を造成し、インターチェンジ、ダムの誘致等々をして、そういったまちづくりを進めてきたところでございます。

これ本来であれば昭和60年代ぐらいに完成をという形で当時の方々は努力されたところでございますけれども、そのほかオイルショックなり、リーマンショックなりいろんなことがありまして、なかなか進展がなかった現状にございます。ただし、大和町につきましては、北部工業団地を中心に誘致ということで、その間も東京に人員を派遣をするなり、さまざまな誘致の努力等々をして成果を上げてきておったところでございますが、特にこの数年、村井知事にかわってからというわけではございません

が、富県戦略として宮城の戦略が福祉だけではなくて、そちらにも変わったということもあったのかもしれませんが、企業の進出等々、非常に大きなものがありました。もちろんこれは県の大きな力もありましたし、またその力に大和町がいろんな準備をしておったということがあり、そのことが大きな成果につながった第一歩だというふうに思っております。

そして今、北部工業団地、流通団地、リサーチパーク等々につきましても、企業につきましても、リーマンショック以来でも23社でしょうか、来ておるところでございますし、工業出荷高も宮城県で第2位になっております。

人口につきましても、先月、5月に入りまして2万8,000人ということで、ご質問にありましたけれども、人口の増加率、または出生率といいますか、そういったものにつきましても、分母が違うから一概には言えませんけれども、率では大きな成果、県内トップクラスという状況にもなっております。

こういったことで、この成果というのは私がやった成果というだけではなくて、これまでの積み上げてきて、町としての成果、そういったものが今上がってきているというように考えておるところでございますし、そのことにつきまして一定の成果ということを申し上げたところでございます。

みやぎの中核都市・大和ということにつきましては、今申し上げたものの結果としてなっていくわけでございまして、これからはこれは大和だけに限らず、黒川、また富谷につきましては人口がふえてくる、そういったエリアとしまして、宮城県の本当に中核になっていくんだろうということでございます。

今仙台一極集中という形でありまして、これ宮城県って全国と意外に似通った構造になっているなというような気もしますし、大和町もまたその小さなあれになっているなという気はするんですけども、一極集中の中で全体がというバランスにつきまして、まだまだ均等なバランスではないような気がしておるところでございますし、そういった意味では全体としてはレベルアップしている中でございますけれども、皆さんがそのことをしっかり実感できるといいますか、インフラとかそういうのは間違いなくアップしているというふうに思っております。

そのことは皆さんも認識されているというふうに思いますが、ただ、お話しすれば出てくるのが、人口がある部分では減っているよ、商店街は余り元気なくなっているよ、あるいは農業はどうなのという、そういった、これは日本の縮図と言えそうですけれども、そういった同じような問題があるということですね。ですから、こういったことにつきまして、それが皆がよくなるという、これは理想論にはなりません

けれども、そういった課題を1つ1つ克服していかなければいけないんだろうというふうに思っております。

したがって、これまでつくり上げてきた方向性も間違いはないですし、これからはもちろん進めていくわけですが、そういった新たな課題に対する皆さんとの一緒の考え方、問題1つ1つに対する考え方を整理をして進めていく必要があるということで、新たな羅針盤ということを申し上げました。

このことは、言ってみれば、国のひと・まち・しごと創生プランの縮小のような形にもなってくるわけですが、非常に難しい問題だというふうに思っております。これまでも皆さん一生懸命やってきているわけですが、その中でそれを1ランクアップさせていくということにつきましては、大きな難しさがあるというふうに思っておりますが、そういった方向性をつくっていくというか、そのことを申し上げたところでございます。

また、人口の増加もこれも関連しますが、今はそのとおりいい傾向でございまして、2万8,000人という、これ震災前に2万5,000人で、皆さんとともにお祝いをして2万5,000人目の方々にお米をプレゼントしたりということがあって、あれから3,000人がふえました。その間に震災等もあったわけですが、そういった意味ではどんどんふえてきている状況にはありますけれども、これがこれからどんどん、どんどん、そのまま伸びていくというふうには考えられる状況ではございません。

日本全国を見ればそのとおり減ってきているわけですが、2060年を目指して1億を確保しようということになってきて、これ今から皆さんが各自治体で人口をふやそう、子育てをしようということの施策をやっていくわけですが、言われていることは人の取り合いになるのではないかとというようなこともあるわけですが、そういった中でございまして、大和町も今もふえてはおりますけれども、このままずっとふえるということで頑張ってはもちろんいきますけれども、そのままいけるものではないだろうということがあります。そういったことも考えていくと、人口につきましても、子育てについてのひと・まち・しごとプランなわけですね、大きなウェートを占めてくるというふうに考えております。

そういったことで、きのうお話ししたことと重複した形にはなりますけれども、今の現状のことに甘んじることなく、伸ばすところはどんどん伸ばしていくのは当然でございまして、新たな課題に対する対応を皆さんとともにしっかり考えて、そしてこれからの先の将来の子供たちに、あとはそういった人たちのための明るいまちづくりの方向性を見出してあげたい。将来を見たときに余り希望に満ちていない将来では子

供たちもおもしろくないでしょうし、おもしろくないというよりもそんな町であってはだめなんですけれども、そういったことをございますので、そういった明るい未来を描ける羅針盤ですか、そういったものをつくってまいりたいというふうに考えておるところをございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

馬場久雄君。

1 4 番 （馬場久雄君）

今きのうのご説明に加えて少し詳しく説明を頂戴したところなんです、やはりきのうも各議員が一般質問でいろいろ出ております。やはり人口が、今町長も人口の問題お話しありましたけれども、やはり大和町全体で均衡がとれていないと常々各議員の中でもいろいろ出ております。

そういった一極集中、二極集中の形じゃなくて、やはりバランスよく、それもまた新聞に載っているように、いろんな面で商業の問題、農業の問題、やはりそういった町の均衡ある発展を持っていい愛着のある大和町をつくっていこうというのが、本心だろうと思うんですけども、そういう形でいろいろ1つ1つ実現可能なものから町民に納得いくようにやっていかなければいけないというふうに我々議員も、また行政側のほうも努力をしていただきたいと思っております。

学校も関係あるわけなんです、人口のやはりアンバランスといいますか、周りに聞くと宮床界隈の地区、吉岡地区、どうしてもそっちにやはり偏在しているといいますか、偏っているということは否めません。そういった形で何かの場合、きのうもお話ししたように住宅地をふやしていこうとか、また、関連しますけれども、大和町にないものというのと海と鉄道といいますか、鉄軌道がないだけと言うと語弊ありますけれども、海がないのと鉄道がないということ、それは前から我々議員も仙台とそういうもつと時間的に近く、またそういった便利性をよくする町ということで、必要であろうということで、組織をつくってやっておるわけなんです、そういった鉄軌道系といいますか、そういう構想というものは、やはり仙台を目標にした場合に住民の利便性を考えた場合、どういった形で今後町長考えていかれるか、その辺もひとつお願ひしたいと思います。

それと、もう一つ、一番町長が表明した中で、やはり今問題になっている指定廃棄物の処分場の建設問題、これは特にご挨拶の中のあれを見ますと、大和町には絶対建

設させないよう、これまで以上に反対の運動をしていかなければならないというふう
に書いてあるんです。今までも栗原市、大和町、加美町というふうにありますけれど
も、やはり基本スタンスとしてきのうもお話しいただきましたが、3市町そろっての
詳細調査への受け入れということ、それは議会も変わりなくそれに進んでいると思っ
たんです。

これまで以上に反対の運動をするということで、町民の方々の感じ方をちょっと代
弁しますと、大和町のほうでは意外と表現的におとなしいといえますか、紳士的とい
うか、そういった形で進んでいるんで、もっと絶対反対なんだよというところがほか
の地区に比べてちょっと物足りないのかなど。意味合いとして何か大和町が3つの中
では一番おとなしい。

もう少しそういうこれまで以上に反対の運動をするというからには、マスコミを利用
したり、町長みずからテレビ媒体で流れるとか、町民の目につくようにぜひ目立っ
てそういうことを唱えているんだというぐらいしていただきたいなと思うんですけれ
ども、それを含めて指定廃棄物の問題はまだまだちょっと、まだまだといえますか、
多分5期目に挑んでその中で決着がつくかどうかわかりませんが、そういう感
じになると思うので、ぜひ拳を入れて町民にも一丸となって反対運動をしているんだ
ということをPRしていただければと思いますので、その2点お伺いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

まず鉄軌道ということでございます。このことにつきましては、軌道系の交通手段
が欲しいといえますか、あればということは、これは長年の夢でございます。実際こ
のことにつきましては、みどり未来都市構想の中でも計画をしまいでまいっておりました
し、いろいろさまざまな調査もしてきておりました。

また、議員皆様方もそれぞれの町村でそういった組織を立て、勉強会をされている
とか、そういったことも存じております。このことにつきましては、大きな構想では
前から、前からといえますか、構想はあるわけでございます、仙台から古川、大崎
までのルートということで大きな構想はあったわけでございます。かつてはヤツデ構
想とか、そういったことも聞いたことがございますし、そういった中でございました。

ただ、その中で我々が町長になった時代に、富谷の今の町長のお父さんが町長をや

っていたころですが、いろいろ調査もした経緯がございました。そのときに、ルートを幾つか考えて、そして地下鉄だけでは当然なくて、LRTとか、いろんなものを考えてやった段階、計画があったのですが、そのときにはその当時の人口なり、工業体系なりで非常に採算的には非常に難しいという結果も出た時代もありました。

その後、富県戦略といいますか、そういったことが始まりまして、企業さんも進出され、そういった意味では前と時代は随分変わってきて、環境も変わってきているというふうには思っております。ただ、その当時の資料を見てみますと、今の人口体系とかそういうのでもなかなか厳しいという数字は出てまいります。

ですから、その数字を見れば非常に難しいというか、なるわけがございますけれども、これは大和町のみならず、この沿線の大きな夢といいますか、希望であろうというふうには思っております。したがって、このことについては、全くそういうのは初めからだめだとか、取り合わないということではなくて、それこそ大きな夢の先の中ではそういったものについての構想は持ち続けていかなければいけないというふうには思っております。

ただ、ここ数年来でこうやって、こうやってというものにつきましては、私は現実的には無理なんではないかというふうな思いは思っておるところでございますが、企業の方からもよく言われます。ぜひつくってくださいということ。それから、例えば北部工業団地に一番最初に進出された企業の方、外資系の方などは、地下鉄がくると言われたからつくったという方もいるんです、実際。

当時そういうPRというか、そういうあれもやってやってきたこともあるということで、そういった企業の方からも大いに期待をされているところがございますので、そのことについては、大和町だけではできませんので、議員さん方も連携をとっておられるように、我々も市町村とそういった連携が必要になってくるんだろうなというふうには思っております。

地下鉄か新幹線かということを行った時代もございまして、新幹線の駅ということにつきましても、要望は今も出しておるところでございまして、このことについても決して諦めたわけではないのですが、答えとすれば作るなら地元でつくってくださいよと。新幹線ってすごい速いんだよと、走って1分とまっていいますかみたいな話をされるんですね。なるほどそれもそうかなと思ったりもするんですが、それはそれとしまして、そういった構想といいますか、希望といいますか、そういったものは持ち続けていかなければいけないというふうには思っております。

今回60年先という計画、これもなかなか難しいのですが、そういった孫子の時代の

話が今出てきておりますので、そういった子供たちのその先のこと等も踏まえた中で、大きな夢といいますか、そういったものは持っていかなければならない。それに夢だけにするという意味ではないんですが、そういった考えを持っているところでございます。

また、指定廃棄物でございますが、このことにつきましては、皆さんご承知のと通りの状況でございます。これまで以上という話を申し上げましたけれども、それが私が表に出ることなのかどうかちょっとわかりません。ほかの首長さんたちは定期的に記者会見とかやっておりますので、そのときに出てくるんだなというふうに思っておりますけれども、それともう一つは、反対の仕方が何といいますか、違う組織でやっている部分もあったりするところもございますので、一概に声が大きくなっていけばいいというもの、反対の声は大きいほうがいいんでしょうけれども、違う要素が入ってきたりしないやつで、中でやらなきゃならないというふうにも思っておりますので、ただ、余り皆さんにアピールが足りないということでございますので、その辺は積極的に、積極的にという言い方がいいのかどうかあれなんですけれども、反対の活動をしていかなければいけないというふうに思っていますが、これは私一人だけではなくて、議員皆様方とか、また住民の方々の同じ思いでの取り組みということでございますので、皆さんのご協力もぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

馬場久雄君。

1 4 番 （馬場久雄君）

鉄軌道といいましても、今町長述べられましたように、かつて地下鉄の話、また新幹線、檜和田のほうにとか、あっちのほうにというお話もそういえばありました。何億という単位じゃなくて、200億、300億とか、位置かえただけでそのぐらい自前で出さなきゃならないということで、お話しあったことは事実であります。こういった形で企業が随分入ってまいりまして、当然昔は入った、例えば富士フルイムさんとか、東のほうに入ったところは古いので、そういう希望は多分あるんだろうと思います。そういった方々も全部泉のほうから通ったりなんなりということで、鉄道系がないものですから、そういった形で分散はしておりますけれども、できることであれば夢を追いかけるといいますか、実現不可能な夢ではありませんので、私どもも議員連盟でつ

くっておりますし、そういった形で町の発展のためにもいろいろ頑張りますので、行政のほうもそういった形で力を少し入れていただければというふうに希望します。

また、指定廃棄物に関しましては、町長言われるように、町長一人でできるということではありませんし、議会も特別委員会もつくって皆さんで一生懸命頑張っております。町民皆様にそういった意思をもっともっと端的に町一丸となってやっているんだということを伝えたいということで、今町長ももっとテレビに出てほしいなということ今要望したわけでございますので、議員、また行政一緒に頑張っていきたいというふうに思っています。

この件に関しましては、町長も黒川行政事務組合の理事長としてやっていますし、周りの大衡村も村長かわりました。富谷町もかわりました。そういった理事長もしておるわけですから、大和町のみならず、黒川の発展のために初心忘れることなく頑張っていたいただければというふうに要望してこの質問は終わらせていただきます。

議 長 （大須賀 啓君）

途中ですが、暫時休憩します。

休憩は10分間とします。

午前11時01分 休 憩

午前11時11分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

馬場久雄君。

1 4 番 （馬場久雄君）

それでは、続きまして2件目の質問をさせていただきます。

夢花火についてということでご質問させていただきます。

60周年記念事業では、さまざまな事業やイベントが実施されますが、恒例の「まほろば夢花火」が休止ということが情報が入ってまいりまして、残念であります。といいますのは、産業建設常任委員会が先月ありまして、昨日全員協議会で経過説明があったところなんですけど、今現在は休止というふうな動向がないんだらうと思っております。

れども、どうもその方向が強いということで休止じゃないかと私勝手に書いたものでお許しいただきたいと思います。

休止ということになりますと、非常に残念であります。夏まつりは、観客動員数も多く、町内外の方に大和町を知ってもらう絶好のコミュニケーションづくりの場でもあります。花火を上げる現在の場所は、安全管理上懸念される材料もありますが、今回休止となった場合、来年以降再び花火が見られるよう検討してもらいたいと思いますが、いかがかということでご質問させていただきます。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、夢花火についてのご質問でございました。まほろば夏まつりの目玉の1つといたしまして、田んぼの所有者や高田地区の方々、近隣の方々のご協力をいただき、現在の場所から花火を打ち上げたのは平成7年からでございまして、20年経過しております。その間沿道には商業施設やアパートなどが建設され、打ち上げに必要な保安距離を確保するのも困難な状況となってきております。このような状況から、ここの花火につきましては、打ち上げ場所の変更や花火の内容の変更など、いろいろ検討してまいったところでございますが、きのう全員協議会でもお話ししたとおり、昨年打ち上げたことでの問題も協議が整っておらない状況でございますので、ここの花火につきましては打ち上げを断念したところでございます。

花火は、夏の風物詩としてお子さまから年配の方まで幅広い年齢層の方々に楽しんでいただける貴重なイベントと思っておりますし、町外の方にも来ていただいて町をPRできます最大の企画だとも思っております。早期に協議事項を解決し、花火打ち上げについて及び夏まつりを楽しんでいただけるイベントについて、今後慎重に検討し努力してまいりたいと、このように考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

馬場久雄君。

1 4 番 （馬場久雄君）

ただいま夢花火については、昨日の全員協議会で経過説明があったとおり、残火が、

風向きによるんだらうと思いますけれども、やはり整形外科の建物の屋根に残火が落ちたということで、今係争中であるというご報告をいただきました。また、このことに関しましては、先立って私産業建設常任委員会に所属しておりますけれども、その折に説明は受けたところですが、それでもある委員会であるとか、そこだけの情報だけにとどまりますと、町民皆さんやはり夢花火は当然あるものというふうに思っております。いまだに花火あるのかないのかという、そういう伝わりが全然ないものですから、あるんだらうと思っております。

それで、やはり花火がないといいいますと、夏まつりを今までどおりまほろばホールの敷地内でやったとしてもなかなか期待するほどの集客は望めないんじゃないかなというふうに感じております。この夏まつりそのものの一環で花火を打ち上げるわけなんです、朝から夜までというふうなおまつりの仕方なんです。

今回は夏まつりに関しては歌謡ステージもホールの中ではないと、そういうことは先んじてお話は聞きました。それに夢花火もないということになりますと、よほど昼間明るいうちのイベントの内容、何か目玉を持ってくるとか、濃密な何か魅力あるものに仕上げたいこうということないと、なかなか花火で集客をするぐらいの人数というのは滞在しないんじゃないかなというふうにちょっと感じるところです。

しかも、商工会の所属しているサービス業関係の飲食を提供する方々、そういった方々はやはり人が集まらなると販売に結びつかないといえますか、お客様にいいものを提供できないということになります。昼間の暑い時期、夏のことで、いろいろ気をつけながら、やはり夜の販売が今までの数字の結果で非常に多いわけなんです。

そういったことも踏まえて、商工会の商工まつりもドッキングしてやっているわけですから、町民の皆さんにも喜んでもらえる。商工人の方々も参加する方になるような形でぜひやりたいなというふうに私は思っております。

この花火がないとなつて、何か今現在言いましたようにイベントを考えているものがあるかどうか。また、お祭りというのは1日だけで終わっちゃうものですから、やはり祭りの後の寂しさといえますか、そういった祭りの効果があると思うんですね。それをやはりまちづくりというか、大きい意味ではまちづくりにどう生かしていくのか、それが一番大きい問題だらうと思っております。

ほかの地区ですと、きのうも今野議員言っていましたけれども、やはり何でも盛り上げてやっていくのによそものと若者とばかものというふうに、やっぱりそういう新しい方々の血が入ることによって、今までの既存のやり方からまた違った形でできる

のかなというふうに思います。

やはりせっかくさつき町長も言われましたように、人口も2万8,000人ふえて、南のほうにも若い方々いっぱいおります。もっともっと大和町に親んでもらういい機会だと思うので、それをまちづくりに生かしていきながらやってほしいと思っています。とりあえずは、例えばことしの場合、例えば場所を移してできないものかどうかというのを検討はなされたのかどうか、それも伺いしておきます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

夏まつりについてでございます。毎年今ごろ夏まつりというのは、議員お話しのとおり大和町というか、この近隣町村の大きなイベント、夏の風物詩になっていたというふうに思っておりますし、こういった場所で花火を見られるということについて、多くのファンの方がおいでございまして、皆さん楽しみにされておられること私どもも十分認識しております。

今回は夢ステージにつきましても、別な日にするということを決定しておりました。これにつきましては、夢ステージ、夏まつりが震災以降1日になったところでございまして、1日の中で夢ステージと花火をやったときになかなか駐車場の問題とか、シャトルバスとか準備はしたものですけれども、あと見たい人が見られないというか、そういったご意見もあり、ことしから日程を変更を先に決めておったところでございます。

そういう状況でございましたが、その後にこういった花火も中止せざるを得ない状況になったという非常に残念でございます。おっしゃるとおり、出店される方につきましても、1日大変暑い中ご協力をいただきまして、そしてお客様に対しての物販というか、サービスをしてもらっているということでございまして、その方のためにも影響が全くないというふうには思っておりません。

ただ、現在のところ、昨年の花火の件につきまして、係争といえますか、裁判ではないのですが、和解調停の段階といえますか、そういう状況でございまして、まだ決着もついていない状況でございますので、こういった状況で花火を打ち上げるということにつきましては、なかなか難しいというふうに判断をいたしました。今後につき

ましては、また先ほど申しました場所をかえてとか、そういったことも検討していかなければならないというふうに思いますが、ことしにつきましては、こういった問題が起きている現状の中で花火を打ち上げるということにつきましては、これは無理であるという判断をいたしまして、断念をしたところでございます。

かわるもので何やるんだということでございますけれども、このことにつきましては、今いろいろ検討もしているんですが、例えば東北の夏まつりとかも考えたのですが、日程的にどうしても重なってしまうということで、この第1土・日についてはどこも一緒の状況ですので、それも難しいということで、今考えている1つにつきましては、中国の獅子舞といいますか、ライオンダンスというんですかね、目玉のうんと大きい獅子が階段を上ったり下りたりと、ちょっと表現は悪いですが、そういったものとか、あとステージはまた別にNHKとかそういった方々にご協力をいただきながらという形で、今いろいろ計画はしているところでございます。

まだまだ具体的に最終段階ではございませんけれども、皆さん方に夜まで楽しんでもらえるようなイベントといいますか、スケジュールを組んでことしは臨みたいというふうに考えておるところでございますので、よろしくお願いします。

それから、花火の場所、ことしの打ち上げの場所についていろいろ検討したのかということでございますが、今の場所というか、これまでの場所ではだめだということで、検討もいたしました。もう少し西側にいってどうかとか、そういうこともあったのですが、ことしの場合はその係争ということでございまして、検討した段階ではまだきのうお話ししたとおり、塗りかえとか、そういった段階で決着がつくかなというふうなこともありました。現在まだ係争ということでございますので、いろいろ検討はしたのですが、花火については断念をしたという経緯がございます。

20年前から比べると件数もふえておりますし、こういうところでやるということについてはいろいろ課題が出てきている現状でございますので、今後のあり方、やり方につきましては、どういった方法だったらやれるのか、どういった場所だったらできるのか、またどういったスケールだったらできるのか、大きさとか、そういったことを、まだ場所もステージもなくなってしまうまほろばじゃなくてもいいのかという話ももしかして出てくるかもしれません。

そういったことも含めながら検討していかなければいけないのかなというふうに思っておりますが、ことしにつきましては、もう場所とかもまほろばホールということで決定しておりますので、花火ではなくて、そういった別のイベントを企画して皆さん方に楽しんでもらえるような祭りにしてまいりたいと、このように考えております。

ことし60周年ということでございますので、特にそういった意味では皆さんの期待にぜひ応えていきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

馬場久雄君。

1 4 番 (馬場久雄君)

花火に関しましては、きのうの説明どおり、今和解の方向で進んでいる。相手方の心情を考えますと、ことしはそういったことがあるので断念をするというふうな答弁でした。実際去年も消防署にそういう火薬類消費許可の申請書を出すのが7月頭ということで間に合っているわけなので、例えばやる気になれば今からでも間に合うはずなんですけれども、ただ条件としてそういったことがあるということですので、私個人的にもやはり町長の考え方と同じように感じは、残念ですけれども、そういうふうに思います。

ただ、やってやれないことはないわけなので、保安距離とか、そういったものが全然とれないかというのと、とれなくはないみたいですね。ですから、玉が私も詳しくわからないですけれども、例えば4号玉だと保安距離が100メートル、110メートル、それよりちょっと小さいのに落とせば、3号玉とかに落とせば約半分の60メートルぐらいの保安距離で、高さもその分落ちるわけですけれども、そういった形で申請して通らないわけではないんですが、やはり町長おっしゃるように、今ADRですか、そういった形で解決のあれにやっている最中、同じ場所というふうなことはちょっと情的にわかるような気はいたします。

例えばあそこの体育センターに行くところの道路、太い道路、あそこの上でやったにしたって、多分いいのかなと思います。電線が1本あるだけなので、あの辺外せばあの場所でだってできないわけではないんですが、いかんせんそういった整形外科のあれとのいろんな問題がありますので、今回はやむを得ないのかなと私個人的にはそう思います。来年を踏まえてもっと安全確保ができるような場所、そういったものを今の時期から検討していただいて、ぜひ夢花火続けてもらいたいと思います。

1つ提案なんですけど、やはりさっきシャトルバスで送迎したりということもありますけれども、これいっそのこと場所をかえてやってみてもいいのかな。例えばこの町の駐車場とかを利用して、そういった形でもやれるんじゃないかなと。角度が違って

も今の西側のほうでも十分見られるのかなというふうに思います。そのかわり駐車場は逆にまほろばホールを駐車場に使うって歩いてきて、多少眺めながら町を散策してもらってというのも1つの手かなと思うんですけども、そういうことであれば花火も上げられる、祭りもこっちでやる、駐車場もある、町も見えていただけということになればいいのかなというふうにはちょっと考えられるんですけども、その辺もいかがかなとちょっと思います。

今町長の説明でことしの断念という経緯はわかりましたので、ぜひ来年は以降も続くように場所の検討をしてみんなでやるお祭りにしてもらえればというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

場所といたしますか、メイン会場についての考え方、先ほど申しましたけれども、以前は夢ステージとか、そういうものもセットになっていましたので、あそこであることがあったんだというふうに思っておりますが、そういうことで夢ステージが違うときになったということを考えれば、今馬場議員おっしゃったような場所の変更というのは、先ほど申し上げましたけれども、それは1つの考え方だというふうに思っております。

あと交通の便とか、駐車場の問題とか、そういったことの解決ということになるというふうに思いますので、場所につきましては、基本的にはまほろばホールということではありますけれども、今後こういう状況になったときにどういった場所が逆に可能なのか、そういったことにつきましても当然検討はしていかなければいけない課題になってくるのではないかとこのように思っております。

夢花火というものについての皆さんの期待の大きさというものを改めて感じておりますし、ならばそういった形でみんなで夏まつりを花火でやりたいというのが基本的にはあるわけでございます。そういったこともことし来年以降について、実行委員会の方々もおいででございますので、そういった方々のご意見とかもお聞きしながら、今後いろいろ検討していきたいというふうに思っております。本年は今申し上げたような状況でございますので、花火についてはちょっと断念せざるを得ないというふうに改めて思っているところでございます。以上です。（「終わります」の声あり）

議 長 （大須賀 啓君）

以上で馬場久雄君の一般質問を終わります。

続きまして15番中川久男君。

1 5 番 （中川久男君）

どうもご苦労さんでございます。

私は1件、1要旨で質問をいたします。

先般平成25年度にも似たようなお話をしておりますので、町長の即断的に判断できる内容でありますので、これから読み上げますので、よろしくお願いをしたい。

まずもって、町道保福寺線の町営西原第三住宅の側溝整備についてであります。

先ほど言いましたように、25年度も似たようなお話をしております。また、近年はいろいろと車量が多くなりましたので、その辺をご報告をいたします。

まずもって、県道升沢吉岡線から保福寺へ通じる町道保福寺線の道路は、本当に道路が狭いため、町道愛宕線、通称自衛隊の弾薬庫のほうから大衡に抜けるところですね、これが愛宕線というそうです。それを越えて大衡へ向かう車両もあり、またその道路の大衡から県道升沢線、通常保福寺の県道の出口でございます。吉岡線へ向かう車両もまた周辺の住民の通勤など、交通車両の離合に支障を来している状態でありませぬ。

さらに、町道周辺住民の小・中学生、高齢者などの歩行者が危険にさらされている状況であります。歩行者保護と交通安全の確保を図る上で町営西原第三住宅と接している町道保福寺線の側溝のかさ上げをすれば、そののり面と側溝分で道路の幅員の拡幅につなげ、住民の安全確保を図ることができるのではないかと。

この側溝、私が生まれて西原で65歳になりましたので、65年生きております。たしか小学校に入るとき西原第二住宅、第三住宅、第四住宅、山ノ神と順序にその町の住宅が建っていったそのものの記憶が鮮明に残っております。

そのころは家にもおやじ、おふくろがイノブタでなく、豚のほうを飼っておいまして、その住宅の方から食事後のそのものをもらいに歩いたりヤカー道路ですね、それが現状でないかなと。それがいまだ二団地、三団地、その環境整備は一切なされておられません。

ぜひその辺の今回はこの保福寺線というような形で、町長の現場、町長も何かの用でその保福寺線を通って奥の用足しもあるわけですが、先般あのような車の量で交差

ができない現状は町長も察しているところでしょうから、早急なその辺のかさ上げ工事のご答弁をお願いしたいと。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、保福寺線、町営西原第三住宅の側溝整備についてでございますが、町道保福寺線につきましての幅員につきましては、議員お話のとおり狭くて、その緩和の一環といたしまして、平成16年度に県道交差点の町道入口部分の隅切り工事を実施した経緯がございます。そうやって交差点部分における安全を確保を図ったところがございます。

本町道は、町営西原第三住宅と接しておりまして、路面と町営住宅敷地内の側溝の段差が生じておりますが、その側溝に関しましては昭和30年代に建築したということから、今議員のお話の小学校時代になるんでしょうか、町営住宅の宅地排水を目的に整備されておりまして、後に町道の路面排水を兼ねた側溝となっております。

町道沿線の宅地につきましては、町道と同程度の高さになっておりますが、町営住宅の敷地は、保福寺側に行くに従いましてその段差は大きくなっておりますことから、宅地の排水と路面排水機能を確保させながら、側溝のかさ上げを行うということにつきましては、構造的な課題、解決しなければならない構造的な課題があることから、町営住宅の跡地利用とあわせ総合的に計画することとしておりました。

今年度町道保福寺沿線の町営住宅2棟を解体する計画となっておりますので、解体後の状況等を勘案しながらその可能性を検討するとともに、的確な道路管理に努めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

中川久男君。

1 5 番 （中川久男君）

ただいま町長のご答弁で平成16年度に県道の入口、保福寺線ですね、トヤマさんのご協力を得ながら現状の入口を協力していただいたと。やはりそのいただいたそのもので本当はこの側溝のかさ上げ工事はもう進めなくてならない。現状を町長、ここの

保福寺線の第三住宅のあの側溝、道路今の舗装の分何メートルですか。そして、側溝が段差がついて側溝のり面段差があります。これが町長の申したその住宅当時、私が7歳、8歳のころ、リヤカー引っ張って歩いたそのままの住宅は既存の地番に建っております。保福寺線は舗装をするたびに結局上がっていったんですよ。

そういう関係で段差がひどくなったというふうな第三住宅の宅地の現状は、あそこは谷間です。逆に保福寺側ならないで、県道側が高い、昔のあいていたつぼみでございいます。ぜひそういう方の入口の方のご協力を得ながら、入口は協力していただいたものの、町長、ここの第三住宅、現在30棟確か私はそのぐらいは既存があったと、現在何棟までなって、その今回2棟解体の予定でその様子を見ながらと言いますが、その辺まず1つ、あの舗装面が何メートルあって、のり面が何ぼあって、側溝の分入ると何メートルになるか、もしわからなければ担当課長で結構ですから、その辺のご答弁をお願いしたいと思います。まず1点。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

道路の構造関係につきまして、私ちょっと把握しておりませんので、担当課長から申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長 （佐々木哲郎君）

質問にお答えいたします。

町道保福寺線につきましては、現在舗装幅員がアスファルトの部分で3.3メートルから3.6メートルと、全幅では4.3メートルから4.6メートルとなっております。段差の件につきましては、50センチから約80センチぐらいの段差が生じてございまして、側溝を含めますとその部分は約1メートル弱というふうに把握してございます。

それから、住宅の数なんですけれども、22戸ございまして、今回取り壊すことによりまして沿線の6棟のうち3棟が残るという形になります。（「一番最初何ぼあったの」の声あり）一番最初は22棟建築されてございます。現在建ってございますのが、

18棟建ててございます。

それから、長屋につきましては8棟ございます。うち取り壊ししているのが2棟、今回長屋については1棟の解体という予定でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

中川久男君。

1 5 番 （中川久男君）

60年前の22棟、既存で残っているのが18棟、そして長屋が今回どうのこうのというふうな形で、今回2件が解体予定ということでございますから、その解体する予定のやつがこの側溝側に沿っている建物ではないんじゃないかなと私は思うんですけども、私が通る限りこの道路の側溝に面している方は確かお住まいになっているんじゃないかなと。逆に長屋の保福寺側なのかなと。それは後からまた調べますけれども、ぜひそういったような感じで、町長、結局今舗装面が3メートル30、側溝、のり面入ると80から100ぐらい、それは場所によって違うと思われま。

ただ、現状この第三住宅のトヤマさんから入って一番最初の住宅の入口左は解体されております。そこは広いんです。側溝もちゃんとふたがなくて、そのなりを見ますと、間違いなく保福寺の一本杉までほとんど真っ直ぐなんですよね。Rはついているもの。それけさ私が行ってはかかってきました、舗装面。今担当課長言ったより若干広くなっていたようですけれども、ありがとうございます。

ということで、そこで一番欠けたところで結局自衛隊側、一般民家のあるセメントの側溝の仮流しみたいな、あれを入れないでも3メートル50ぐらいはあります。そこからのり面がつく、のり面が大体60ぐらい、そこから側溝が30台、40の側溝が入っていますから、それをかさ上げすることによると、自然的にそののり面は平らになりますよね。そして生活雑排水、雨水、そういうものも流れると。このウデリですから、私見る限り水一滴ない、逆にあそこ流れたのが少ないんじゃないかなと。

やっぱりそういう道路の水の排水を絡めたかさ上げ工事をしていけば、一番は恐らく最後の家の安田堰のトンネルくぐる、あそこ昔カマタさんの家の前が堀になっているよね。もう1本堀あると思うんだ。後ろにいたから課長わかるべ。その分が段差ですれば70から80ぐらいの高さになるのかなと。入口であれば30ぐらい、側溝の倍の側溝をかさ上げすればとまる位置でないのかなと。

そうすると、乗用車ぐらいは交差がスムーズに気をつけてやればよろしいんでない

かなというふうに、この65年間西原に育っている議員でございますから、非常にそのかさ上げができることによって地域の年寄りさん、住宅利用している方、そして自転車を使われる元気なお年寄りもおりますから、今の現状ではもう早急にやるべきでないのかなというふうに思いますので、その2号解体の計画はどこの場所のどの建物が今回2棟入っているのか、お聞かせをしていただきたいし、町長も逆に言えば今期21年開庁いたしました第4次総合計画の中で、町長のご挨拶の中でやっぱりこのものだと思うんです。

子供や高齢者に優しい安心なまち、そして安全で快適な生活のあるまち、まちではないけれども、西原なんですよ。ぜひその辺を取り入れた中で現状のかさ上げに対してこの30年、歴史ある木造住宅の、一部震災で大分屋根もやられましたけれども、結局生活雑排水も流れるんですよ。結局環境には非常に悪い建物なんだけれども、まだ18棟が残って、残り2棟解体してまだ16、ここ二、三年では全部なくなるんじゃないかなと。やはりあそこも保福寺線と平らになれば、側溝のかさ上げをし、のり面を4メートル50かそのぐらいになるんですよ。

そうした場合に、やっぱり解体した跡地に低いところに碎石を敷いて置くのではなく、やっぱりそういうところも何かのいい土があるのであれば、ある程度埋めていかなければあその土地利用はできないと思いますから、やはりそうやってなくなっていったところから利用できるような、西原にも防災センターみたいなのもあってもしかるべしと、西原では皆さん言っていますから、ぜひそういう利用の今後の計画を含めまして、そのかさ上げに対しての町長のもう一回明確なお答えをしていただきたいと、構造的な課題は町としてどのような課題をクリアすれば早急な安全な道路ができるのか、町長の答弁書にあるように、構造的な問題は担当課が考えることであって、町長が考えることではないと思いますから、ぜひその辺のご答弁をお願いしたいと思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

解体する場所につきましては、都市建設課長のほうから申し上げますけれども、私が申し上げているのは、18棟残っているのが全部なくなってからということではなくて、沿道沿いをなくなった段階でというお話をさせてもらい、今ご承知のとおり、沿

道沿いに、すぐそばに民家があるわけですね。それで、おっしゃったとおり、のり面の部分をやると民家の前に立ち上がってくるということになると思います、道路の部分ですね。

そうした場合に、先ほど申しましたけれども、あの側溝につきましては、生活の側溝と道路の側溝を兼ね備えているわけですので、その生活のほうの側溝についてまたこうやった場合に問題が出てくると、そこで構造的なという話が専門的には出てきているというふうに思っております。

それで、解体をするというのについては、18棟全部のときは、そのときはまだ全体の利用方法というのが出てくるわけでございますけれども、事道路に関して言う場合には、まず沿道沿いの道路、方々が、そんなこと言ったらあれですが、お引越していただければそこが前も圧迫感がなくなるものですから、できるのではないかと。

そういう意味で、解体後という言い方は、そういう意味でございますので、全部を解体してという意味ではなくて、その道路についての改良をする場合には道路の前の部分についての家庭について、高くしてしまっただけでは生活に問題があるので、その方々がお引越しいただいたらという形の考え方をしているということでございますので、決して全部18棟全てなくなった段階でというような、そこまで考えているわけではございませんので、ご理解いただきたいというふうに思います。

それから、解体する場所につきましては、課長のほうから申し上げますので、よろしく申し上げます。

議長 （大須賀 啓君）

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長 （佐々木哲郎君）

お答えいたします。

その前に先ほどの答弁の中で一部棟数にちょっと誤りがありましたので、訂正させていただきたいと思っております。

現在第三住宅に残存しています住宅の棟数に対しましては、先ほど18とお話ししたんですけれども、16棟でございます。大変申しわけございません。今回2棟解体ということで、残り14棟ということになります。大変申しわけございませんでした。

それで、ことし解体する箇所なんですけれども、もともと第三住宅の沿道沿いには7棟ございまして、過去に解体している箇所につきましては、長屋1棟解体してござ

います。沿線に隣接する部分としては6棟になります。今回住宅の名称なんですけれども、B-13、それからA-7ということで、私のところにちょっと前入居していた方のちょっとメモございませんので、ちょっとお答えできないんですけれども、保福寺側、県道から入ってきまして、3番目の長屋1棟ですね。それから、道路を挟んで2番目の戸建ての1棟ということでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

中川久男君。

15番（中川久男君）

課長、それ住宅地図持っていたか。ということは、俺見ると、よろしいですか、議長。60年いるけれども、升沢線から入って早坂さんのところから行っての1件目の昔の人だろうけれども、鈴木さんというのからいくと、この並びが6軒、そして外回りで行くと、30軒なんだよ。30軒あるんだけど、俺の地図がうそだかなんだかわからないけれども、やっぱりそこで沿道沿いにはまずこの保福寺線には入口の鈴木さんというのが昔の人の名前で大変失礼ですけれども、まず亡くなって解体が終わっている。次も終わっている。そこからこの自衛隊側そのものに5軒のうちの西側のほうの二軒長屋を壊すということだから、沿道沿いは一切今回は手つかからないわけです。

ぜひその辺の現状を見ていただきながら、町長も先ほどその現場に対しての入口、玄関、これ町長、側溝かさ上げしても全然昔から、ただ側溝またいで近道しただけの利用者の方々ですから、側溝を玄関側に持っていくも何もすることないんです。その側溝の位置にちゃんと排水を兼務できる倍の側溝をまず入れれば、上は平らになるよと。入口は入口そのまま斜面はつきますけれども、出入りには一切それはフェンス入れても昔ながらに使える沿道沿いの住宅でございますから、側溝を入れてかさ上げたから玄関に入れなくなるということはないです。ちゃんと昔の設計でそのまま歩けるように自転車なり、あとはいろいろその側溝を使って車だりなんだり入れているのはその家庭、家庭の考えでしょうから、それは我々何も言えませんが、ただこの道路沿いでいけば、私も5軒があるのか、4軒はあるんでないかなと。

ただ、その位置で解体予定は今回なされてないですから、ぜひこの現状の立場を見て、接触事故が起きています。間違いなく、大きく。けさも私がこちらに向かうときに、そういう誰もやる気で事故あるわけないんですけれども、やっぱりちょっとした油断、そして年寄りもいることだから、ぜひ町長、1回現場を見ていただいたら、保

福寺に入ってトヤマさんから入って、1軒左あいているところから役場の土地だと思いますから、そこから見て保福寺の一本杉、このままで見てください。ああ、なるほどこの側溝かさ上げすれば、ああ1メートル近く広くなるなど、現状見えますので、その辺もう一回再度確認をしていただきたいというふうに思いますから、いかがですか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
現場の確認ということが大事だというふうに思いますので、確認をさせていただきます。

議 長 （大須賀 啓君）
中川久男君。

1 5 番 （中川久男君）
それでは、私の一般質問は終わりますが、町長の早急な現場を見ていただき、早急に大きな事故が起こらない前に、その隣接の皆さんの交通安全そのものと、まず事故が起きれば被害者、加害者になりますから、ぜひその辺の配慮を早くお願いをして一般質問を終わります。大変ありがとうございました。

議 長 （大須賀 啓君）
以上で中川久男君の一般質問を終わります。
暫時休憩します。
再開は午後1時とします。

午前11時59分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）
再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

17番堀籠日出子さん。

1 7 番 (堀籠日出子君)

通告に従いまして2件の質問を行います。

1件目は、通学路に防犯カメラを設置し犯罪防止と犯罪の未然防止を図ってはどうかの質問であります。

近年防犯カメラは、さまざまな場所で普及しております。マンションのエントランスやエレベーター、さらには、駅や道路、公園などでも防犯カメラの設置が当たり前ようになってきており、防犯カメラはこれまでに多くの事件・事故が解決されるなど、地域の安全確保と犯罪の未然防止に有効であることが実証されております。

大和警察署管内の不審者情報、後で年度別に申し上げますが、22年は14件、26年は51件と年々増加しております。本町の不審者出沒には児童生徒、保護者へ注意喚起の情報がたびたび出されており、安全確保に向けた対策が必要であります。通学路に防犯カメラを設置することによって、児童生徒を犯罪から守る効果と犯罪の抑止効果が期待されると思いますので、学校付近、通学路に防犯カメラを設置することについて町長の所見をお伺いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのご質問でございますけれども、防犯カメラの設置及び運用に当たりましては、犯罪の予防効果を高めるとともに、不必要な個人の画像の撮影を防ぐため、撮影区域を必要最小限の範囲とする必要がございます。

また、人はその容貌等をみだりに撮影されない自由があることから、本人の知らないうちに撮影されること、いわゆる隠し撮りとならないように防犯カメラが設置されていることを看板等によりわかりやすく表示することが必要でございます。

さらには、防犯カメラの撮影区域内だけではなくて、撮影区域に立ち入る前の場所にも看板等により表示することで撮影区域であることを認識させ、犯罪の抑止を高める効果もあります。一方では、その運用を誤れば個人のプライバシーの侵害につながることから、その管理と運用に関する責任者を定め、適正に運用する必要があります。

通学路の防犯カメラの設置につきましては、本年度におきましてもみじヶ丘地区及び杜の丘地区の通学路を対象に、2基設置する計画をしており、予算化もしておりますが、設置場所につきましては、大和警察署その他関係機関と協議の上決定し、適正な管理のもとに運用してまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

1 7 番 （堀籠日出子君）

近年は防犯カメラの映像が犯人逮捕となって決まった事件・事故をよく報道等で目にするようになってまいりました。ただいまの町長の答弁のとおりで、防犯カメラを設置することで一番の懸念されることはプライバシーの侵害につながるということだと思います。

そんな中で、町長の答弁に個人のプライバシーの侵害につながることから、管理と運用に関する責任者を定めて適正に運用する必要があると答弁をいただきました。その中で、管理規定や運用規定を定めるということは本当にこれは必要なことでありますけれども、この定める規定の中にどのような項目が明記されるのでしょうか。

それから、今現在施設に防犯カメラが設置されているわけなんですけれども、その設置されている防犯カメラについての規定とか、そのようなものは現在あるのでしょうかお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

どのような項目がということでございますが、まず大和町の庁舎内に今カメラ設定しておりますが、今のところ町としての規定というのは特別設けないで今設置をしているところでございます。この施設の問題とか、場所によってということもいろいろあるというふうに思っておりますが、これは条例化とか、そういったものまでの求めはないというふうに聞いておりますけれども、その設置するものとしての考え方を1つ整理しておく必要があるということだというふうに思っております。他の町村でも条例化といいますか、規則化しているところもあると聞いておりますし、条例化して

いるところもあるというところです。いろいろな考え方ですが、基本的な考え方をまとめているんだというふうに思っております。

そのことにつきましては、むやみに運用しないとか、ほかに使わないとか、出さないとか、例えば事件があったとき警察の要望があったときだけ出すとか、そういったいろいろな規定があるんだというふうに思っておりますが、まだ具体的に大和町でこうこう、こうこうというところまでは決めておらない現状でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

1 7 番 （堀籠日出子君）

まだそういう防犯カメラについては、規定等々はまだ設けてないということでありまして、やはりプライバシーの侵害につながるとなると、やはりこれからそういう規定も必要になってくるかなと思っております。それを規定を定めることによりまして、個人のプライバシーの保護にもなりますし、さらには、看板、防犯カメラがありますというあの看板の表示、それもあることによって当然犯罪の防止と抑止に大きな効果が出てくるのではないかなと思っております。

そんな中で、大和町管内の不審者情報でありますけれども、先ほど言いましたように、22年が14件、23年が36件、24年が39件、25年が48件で、26年が51件でありまして、ことしの5月末までにはもう既に29件となっております。本町の児童生徒への不審者情報は、25年は3件、26年は5件となっております。そしてまた、不審者出没時には学校から保護者に一斉メールで情報を発信され、注意喚起がされているところであります。また、下校時間帯は防災無線で注意の喚起、さらには登下校時に地域の皆さんの見守り隊活動のおかげさまで、これまでは事件・事故は起きていないところであります。

そんな中で、防犯カメラの目的は、児童生徒の安全確保が最大の目的でありまして、防犯カメラの機種、それから機能によっていろいろ異なってくると思いますが、一般的には撮影される日にちが10日とか、それから1カ月、2カ月、3カ月、そういうのが一般的な放映される期間と伺っております。

それで、その間何事もなければその映像は全部リセットされて、またさらにその上に繰り返しながら撮影されるということも伺っております。そんな中で、今年度にもみじヶ丘地区と杜の丘地区内の通路に防犯カメラを設置する計画があるということ

ありますけれども、このいろんな機種とか、性能がある中で、どのような防犯カメラを予定しているのか、もしご存じでしたら伺いたします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
機種の、種類ということですが、ちょっとそこまではまだ決定されておりませんが、お話のとおりある一定期間をとって、そしてその期間なければ次にいくという、そういったものになるというふうに思っております。なお、機種、場所とかも大和警察署といろいろ打ち合わせをしているところでございますけれども、その警察署とか、そういった専門家のアドバイスもいただきながら、場所のみならず、そういったことにつきましても、アドバイスいただきながら選定していきたいというふうに考えます。

議 長 （大須賀 啓君）
堀籠日出子さん。

1 7 番 （堀籠日出子君）

準備はこれからということで、理解いたしました。今年度はもみじヶ丘と杜の丘の通学路に設置計画があるということなんですけれども、やはり個人のプライバシーを保護する上でも、やはり運用規定、それか管理規定などをしっかり定めていただきまして、早急に計画があるのでしたら、設置していただきたいと思っております。

また、初めての設置となるとそれぞれいろんな課題が出てくると思うんですが、やはりそれには1つ1つ課題解決に当たりながら、徐々に各学校の通学路にも設置していただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

ごめんなさい、もう1件あります。大分緊張しておりました。

それでは、2件目の質問に入ります。

介護保険制度改正に伴う要支援の取り組みについて伺います。

平成25年に日本の高齢化率は25.1%になり、国民の4人に1人が高齢者となりました。これは平成22年から24年までに生まれた団塊の世代が高齢化しているためで、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、日本の総人口の18.1%が後期高齢者となり、介護や生活支援の必要な高齢者が大幅にふえる可能性があると見込まれております。

このような10年後の2025年を見据えての改正でもあり、このような背景を踏まえて本町では高齢者が住みなれた地域で安心して生活を受けられるよう、第6期介護保険事業計画が策定されました。これまでの介護保険サービスは、要介護者対象の介護給付と、要支援者対象の予防給付に分けられており、要支援者は介護保険予防給付からサービスを受けておりました。

今回の改正は、要支援の高齢者が利用しております予防給付サービスのうちから通所介護と訪問介護サービスが外され、通所介護と訪問介護は市町村独自の予防事業に移行される制度改正であります。29年度末までの移行期間があり、要支援者が要介護にならないための取り組み、高齢者の皆さんが住みなれた地域で自立した生活を送ることができるための取り組みが自治体に求められることとなります。

このことは、地域の高齢者を地域で支える介護予防事業になるわけでありまして、この事業を支えるには、これまで以上の地域の方々の協力が必要になってくるものと思われまます。地域で介護支援を必要とする高齢者を65歳以上の元気な高齢者が介護ボランティアを通して地域貢献や社会参加することでより健康で生きがいのある暮らしができるとし、このことを目的に介護支援ボランティア制度を導入する自治体が全国に増加しております。本町の介護支援ボランティアについて町長の所見をお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、介護保険制度の改正に伴います要支援者への取り組みについてのご質問でございました。平成27年4月の法改正に伴いまして、予防給付に位置づけられていた介護予防の訪問介護と通所介護の2つのサービスが平成29年度までに地域支援総合事業に移行されることになりました。従来どおり専門的な対応が必要なものについては給付の対象となるものでございます。

本町の要支援1・2の認定者数につきましては、平成26年度年度末で201名となっております。実際にサービスを利用されている方は約半数の105名でございます。中でも通所介護利用者が53名、訪問介護利用者は21名となっております。今回の改正に伴い、サービス利用者の約7割程度の方が地域支援総合事業へ移行することとなります。

地域支援総合事業に移行することによりまして、今までのような全国一律の基準のサービス給付だけではなく、多様化する高齢者のニーズや地域の実情に合わせた細やかなサービスの利用が可能となり、結果として給付費の抑制にもつながるものと思っております。

移行期間であります平成29年度まで、生活支援の地域ニーズや既存の社会資源の把握を図り、多様な主体、NPOなり民間企業、住民ボランティア等でございますが、そういった方々への協力依頼などを働きかけ、ボランティア、生活支援の新たな担い手の発掘、育成を図るための養成講座、研究会の実施等に取り組んでまいります。

総合事業への移行は、地域の支え合いづくりを進めていくための入口にすぎず、支え合いづくりには住民の皆様を主とした地域の力が欠かせません。住民同士の互助・共助の意識を高めながら、要介護の状態にならず住みなれた地域で自分らしい暮らしが続けられますよう、地域づくりを進めてまいりたいと、このように考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

1 7 番 （堀籠日出子君）

今回の介護保険制度の改正につきましては、これは私たち年代を見据えての改正でもありまして、ならば要介護にならないで生涯元気で過ごしたい、それが誰しもが願う願望であります。しかしながら、10年後には後期高齢者が激増する中で、地域で高齢者介護予防、それから健康維持、生きがいつくりの施策を努めていくには、やはり元気高齢者の日常的なボランティア活動の参加は欠かせないと思います。

これからますます高齢者ボランティアの力が必要になってくると思われまので、その中で、町長のご答弁で多様な主体への協力依頼、それからボランティア、生活支援の新たな担い手の発掘、それから育成するための養成講座、研修会の実施などに取り組んでいくとあります。

これまでのボランティアですと、今現在前期高齢者、今元気でいろいろなボランティアに携わっているわけでありましてけれども、今後その前期高齢者が後期高齢者になった場合のことを考えますと、やはりこれからのボランティアの養成というのは本当に大事な課題になってくるんじゃないかなと思っております。

それで、この養成講座、それから研修会の実施などを進めていくわけなんです、

これまでも数多くのさまざまなボランティアの養成講座や研修会を行ってきたと思います。この中で、このボランティアにつきましても、いつまで、何人くらいをこのボランティアの人数を確保しなければならないとか、そういう目標、そういうものはこれまでお持ちになっていたのでしょうかお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これまでのボランティアについて目標を持っていたかということでございますけれども、具体的にこのグループに何名、この地域に何名というものは特別持っておりません。これまでボランティアの方々に甘えていたという部分があるのでしょうか、どうしてもボランティアの方々も若い方ばかりではなくて、どうしてもある程度の年代にいった方々のお元気な方々のご協力があつて今進められているというふうに思っております。

さまざまな事業につきましても、ボランティアの方々のご協力で事業が運営されておりまして、いきいきサロンにせよ、それから例えば地区の敬老会とかそういうのも、そういった方につきましても、ボランティアをしながら、実は私もこっちに入つてもいいんだよみたいな方もおいでだということで、元気だからいいというわけではないんですけれども、そういった目標的なものは持ってないでやってきているところでございました。

今後こういった形の地域総合支援とか、また違った事業が出てきますので、こういったことにつきましても、ボランティアがある程度一定確保されていなければいけないといえますか、そういったことも出てくるというふうに思っております。事業の規模にもよってくるというふうにも思いますけれども、通常お願いしているだけということではなくて、ある程度目標といえますか、そういったこの事業に対してのボランティア、そういったものについては目標も今後必要になってくるのではないかとこのふうな考えもあります。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

1 7 番 (堀籠日出子君)

これまでの養成講座なり研修、ボランティアについては、余りこのボランティアには何人確保しないとだめだという目標みたいな数字はなかったと思うんですが、やはりこれから10年までいく、我々が後期にいくまでの間にはやはり目標を定めて、そしてボランティアの養成をする必要が出てくるんじゃないかなと思っております。

特に、認知症サポーター養成講座、これなんかは本当にボランティアしていても認知症の方にはどのように対応したらいいかわからないというものが多くありますので、やはりそういうのには認知症のサポーターだったら、これからの高齢者に対してこのくらいのボランティアの皆さんが必要だということもある程度把握していただきまして、そして、人数を定めるというか、そういう目標も持っていかなければこれからはいけないのかなと思っております。

さらに、これから求められるというのは、やはり認知症サポーター養成講座、それから傾聴ボランティア、話し相手のような方をどのように話し相手にして相手の話を聞くかとか、それから今度介護の講座、これらを本当にこれから高齢化社会になっていく中で、本当に求められる人材、予防の養成じゃないかなと思っております。

なものですから、ぜひ目標を定めていただきまして、そしてこれから今の前期高齢者が後期高齢者になるまでの間に準備を進めていただきたいなと思っておりますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今回この要支援の方々を応援すると、地域支援総合事業というものにつきましては、先ほども1回目の答えにもありましたけれども、全国一律の基準のサービスだけではなくて、その地域、地域の実情といいますか、地域の高齢者のニーズに合わせたサービスも求められてくるということでございます。したがって、大和町独自のといいますか、そういったものも出てくるかもしれません。

ですから、そういったサービスの内容とか、そういったことについても検討した中で、どの部分にどういった方が必要なのかということもサービスの内容によっては計画はしなきゃいけないというふうに考えておりますので、そういったものを見合せながらこのボランティアの養成講座とか、あと研究会につきましては、そういったこと

も考えながら実施してまいりたいというふうに考えます。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

1 7 番 （堀籠日出子君）

地域支援総合事業の中でそれぞれのニーズに合ったサービスの内容を取り入れた中で進めていくということですので、ぜひそういうボランティアの確保にも力を入れていただきたいと思います。

それから、各種ボランティアの中で、介護支援のボランティアポイント制についてでありますけれども、これにつきましては、以前渡辺議員も質問しておりまして、きのうは伊藤議員が質問を行いました。基本的にボランティアは無料の奉仕であると考えておりますけれども、これからのボランティア育成にはやはり何らかの善意に応える必要が出てくるのじゃないかなと思っております。

ボランティア活動をする方々は別に対価を求めて活動をしているわけではありませんが、やはりポイント制があることによって、ボランティアに参加する意欲が高まってくるんじゃないかなと思っております。

伊藤議員へのきのうの答弁の中で、介護支援ボランティアポイント制については調査・研究をしていくとのご答弁でしたので、このことについては理解をしたわけでありまして、早速調査研究をしていただきまして、ご検討いただき、取り組んでいただきたいと、そのことをご期待申し上げまして、私の一般質問を終わります。

議 長 （大須賀 啓君）

以上で堀籠日出子さんの一般質問を終わります。

続きまして、9番松川利充君。

9 番 （松川利充君）

それでは、私から3件町長に質問させていただきたいと思います。

1件目です。大和町次世代育成支援行動計画についてでございます。

次世代育成支援対策推進法は、仕事と子育てを両立できる環境を整備・拡充するため、地方自治体や大企業等に対して行動計画策定を義務づけた法律で、平成15年に成立し、昨年改正され、平成37年3月31日まで10年間延長されました。

本町では、平成17年3月に「大和町次世代育成支援行動計画」、いわゆる前期計画を策定し、平成22年3月には同行動計画の後期計画を策定して推進してきました。

日本は今人口減少社会の局面に入りまして、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される環境整備を進め、計画的に次世代育成支援対策に取り組むことが求められております。このような観点から、次のことについて町長にお伺いをいたします。

これまで「大和町次世代育成支援行動計画（前期・後期）」による施策・事業を推進してまいりましたが、その実施状況についてお伺いをいたします。

2つ目は、上記施策・事業に関し評価を行ってどのような検討を加えたかお伺いをしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問でございますが、大和町次世代育成支援行動計画についてでございます。次世代育成支援対策推進法第8条に基づきまして、法定計画として全ての子育て家庭を対象として、本町が今後取り組むべき子育て支援策の方向性や目標を定めたものがこの計画でございます。

前期計画につきましては、計画期間を平成17年度から平成21年度までの5年間といたしまして、上位計画となります大和町第3次総合計画を初め、関連計画と整合性を図りながら推進していくこととして策定しております。前期計画につきましては、計画の基本理念であります「育てる喜びと育つ喜びが実感できるまち・大和町」を実現していくための施策の基本目標、目標1としまして、すこやかでたくましい子どもの成長を応援します。目標2としまして、喜びとゆとりが実感できる子育てを支援します。目標3といたしまして、子育て支援・子育て支援の重層的な輪を広げますと定め実施するとしたものでございます。

前期計画の実施状況につきましては、目標1の実現のため、4施策体系により実施しており、具体的な主な個別事業といたしましては、子どもの人権尊重と「ひとりの町民」としての意識を高めるためとして、子ども議会の開催や虐待防止の啓発を子どもの成長段階に応じた一貫性のある健康づくりを進めるとして、食生活改善推進員の育成と乳児健診等の母子保健事業等を、学びと豊かな体験の機会の充実として、体験学習活動、ジュニアリーダー育成事業等、支援の必要な子どもなどへの適切な対応を

進めるとして子育て情報の提供、ひとり親家庭への医療費助成等を実施しております。

目標2の実現のためには、同じように4施策体系として実施しておりまして、具体的な主な個別事業といたしましては、子育て支援環境を充実するとして、放課後児童クラブ事業等、子育て家庭の親としての成長を応援するとして、保健推進員の育成等、子育てを経済的に支援するとして、乳幼児医療費助成等、子育て社会参加の両立を支援するとして、保育所における延長保育事業等を実施しております。

目標3の実現のため、4施策体系により実施しており、同じように具体的な主な個別事業といたしまして、子どもの視点に立った遊び場の整備や居場所づくりの取り組みとして、都市公園の整備等、子育てに優しいバリアフリーのまちづくりを進めるとして、道路関係の整備等、地域の子育て力、子育て力を高めるとして、子育てサークルへの助成等を実施しております。

次に、後期計画につきましては、平成22年度から平成26年度までの5年間とし、上位計画となります大和町第4次総合計画を初め、関連計画と整合性を図りながら推進していくこととして策定しております。

実施状況につきましては、前期計画の個別事業の一部について、目標1では、児童扶養手当の充実、目標2は、通常保育及び特別延長保育の拡充、失礼、最初のものも目標1では児童扶養手当の拡充でございます。目標2は、通常保育及び特別延長保育の拡充、一時預かり事業の実施、低年齢児保育の拡充、目標3は、新たに街路灯LED化によります犯罪の起こりにくい環境づくり、防犯パトロール隊の活動としてと変更を加え、その他の個別事業については、継続事業としてそれぞれの課において事業の推進を図っているところでございます。

次に、上記施策事業に関し評価を行ってどのような検討を加えたかにつきましては、後期計画の策定に当たりましては、本町の子どもにかかわる町民の実態と意向、社会情勢を踏まえつつ、これまで行ってきた子育て施策や事業の方向性の確認と調整を行い策定しておりまして、基本理念、基本目標は前期計画を継続することとし、施策体系の個別事業の見直しを行ったところでございます。

また、次世代育成支援対策推進法の一部改正が行われ、有効期限が10年間延長されましたが、同法に基づきます市町村行動計画等の策定義務は任意化されたところでございます。しかし、本町では次世代育成支援対策推進法の趣旨にのっとり、大和町次世代育成支援行動計画（後期計画）を継承することとし、子ども・子育て支援事業計画の次世代育成支援関連施策として位置づけ、地域・子ども・子育て支援事業と連携して取り組んでまいるところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

松川利充君。

9 番 （松川利充君）

これ2件目の質問の子ども・子育て支援事業と関連するのでございますが、これらの計画を見ますと、町長、非常にボリュームもありまして、行動計画書を見せていただいたんですが、それにつきましては大変綿密な計画をされたと、このように思っております。さらに、これを実行するに当たって、ただいまご答弁にもありましたように、目標を立てていただいて、その上で計画した多くの個別の事業を計画どおりに実施してきた上で、事業の方向性、あるいはそれらを核にして調整を行って、さらにまた基本理念とか、目標は全計画を継続して個別事業の見直しを行ったということで理解をさせていただきました。

このような、先ほども町長も申しておりましたが、非常に子供が減少する、人口が減少する社会になってまいりましたので、政府もこのような政策をつくって、それに基づいて大和町も進めていくと、進めてきたと。さらに、10年間延長されて、そこで大企業はいわゆる平成15年につくった法律のときも義務化されておりますね。301人以上なんですがね、しかし、今度は200人以上の企業においても義務化がされたということでございます。この法律では、さらに企業に対してはくるみ認定などというものございまして、あるいはまたくるみ税制とかいうのが、優遇税制ですね、そういうものもあります。

そこで、町長にお伺いしたいのは、これまで行ってきたこの事業については理解をいたしましたので、今度の法律で特定事業主、国及び地方公共団体を特定事業主と称するようでございますので、それが義務づけられました。その内容について、町長ちょっとお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

特定事業主計画の内容では大和町の事業主計画の内容ということですが、そういう意味、（「そうです、大和町の。町長が事業主ということになります」の声あり）町の

計画の内容ということでよろしいですか。（「はい」の声あり）ああ、そうですか。

このことにつきましては、今大和町では第3期計画ということになっておりまして、計画をつくっておるところでございます。つくりにつきましては、総論から始まりまして、計画期間、具体的な取り組みの内容等々になっておりますが、例えば総論等につきましては、多分大和町だけが特別違うということではないのではないかとというような気もしています。

計画期間につきましては、大和町の場合は27年度、今年度の4月1日から32年3月31日までといたしまして、5年間で見ているところでございます。これ5年間を1期として第3期をしたということですね。

それで、今回は特に具体的な内容としましては、これはどこでもそうなのかもしれませんが、職員の勤務環境等につきまして、男性の勤務環境というものに今まであったわけでございますけれども、少し強くなってきたといえますか、国等でも今お話しのとおり大分減ってきている状況にありまして、創生論の中でも人口の維持ということで、人が結婚して妊娠をし、出産、子育てと継続的な応援をということで、人口の増加といえますか、減少しないような努力をしているところでございます。

その中で、当然妊娠中の母体、奥さんに対する配慮もさることながら、男性の子育ての休暇の取得の促進とか、または育児休業等をとりやすい環境の整備、そういったことが入っているところでございます。そして、育児休業につきましても、男性職員も育児休業を取得できることの周知から入りまして、今もできるわけですが、もっと強くしろということ。

また、そのことを周りでも応援しましょうという内容で、あと時間外を少なくしましょう、時間外の多い職員についてはヒアリングをして事務分担を見直しましょうと。あと休みの少ない職員については管理職からヒアリング指導をしましょうというように、そのほかいろいろあるわけでございますが、いずれ男性職員についてもそのとりやすい環境を職場、周りからみんなで応援してつくっていきましょうという内容でございます。そういう内容になっております。

議長 （大須賀 啓君）

松川利充君。

9 番 （松川利充君）

ただいま町長から特定事業主の行動計画、第3期計画について内容を説明をいただ

きました。これは事業主行動計画の策定指針が追加もありまして、1つは非正規雇用労働者の取り組みとか、あとはもう一つは働き方の見直し、先ほど町長も申し上げましたけれども、男性の育児休暇の取得促進、所定外労働の削減、それから年次有給休暇の取得促進など、さまざまなことが策定指針が追加されております。それで、これからの、これらの町長の計画の推進にぜひ私は期待をしたいと、このように思っております。

それで、今回のこの法律を読みますと、市町村の先ほど町長の答弁にもありましたが、市町村のいわゆる次世代育成支援行動計画が義務でなくて任意になったと。加えて大企業などに対する企業事業主に対する取り組み、それが何となくそっこのほうにシフトされたというような感じがするんですね。それは職場ぐるみで子育てをサポートするということですね。そして、仕事と子育てを両立できる職場を目指す、こういうことをございまして、そこに新たな認定制度の先ほど申し上げたことが創設されたわけでございます。

町長、大和町にも大変大きな企業が進出しておりますよね。そして、今回の法改正によって大企業も含め、101人以上が義務づけられたということで、大和町としても進出企業がかなりございますので、町の取り組みと同時に企業の取り組みにも期待がかかるんじゃないかと、このように思いますが、町長ご見解いかがでございますか、お伺いをしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

企業の皆さんの取り組みということでございますが、それぞれの規模もありますし、計画をつくらなければいけないところ、またそこまで達していないところいろいろあるんだというふうに思っております。ただ、昨今進出されている企業さんにつきましては、大手企業さんが多くございます。また、本社機能を持った中での子会社ではありませんけれども、そういった親会社もあって、組合等もしっかりしている会社等につきましては、こういった制度につきましてもしっかりとされているというふうに思っております。

さらに、従業員の方がお若い方が多いと、ですから、大和町も非常に人口若い方がふえておりますので、そういった意味ではこれから結婚される方、または子育てを今

されている方々、そういった方々が多い年代層の会社が多いのではないかというふう
に思っております。それぞれの会社の事情等もあろうかというふうには思っております
が、確認しているわけではございませんので、そうやってやっていますということ
私からは今言えませんけれども、そういった環境的には整っている会社が多いのでは
ないかと。

さらに、そういった年代の方が多き工場が多いわけですから、特にその辺につきま
しては、注意が払われてその方向にいければ一番いいんだと思いますけれども、実際
になかなか会社としては難しいところもある中でございますが、努力はされているん
ではないかというふうには思います。

議 長 (大須賀 啓君)

松川利充君。

9 番 (松川利充君)

町の取り組みプラス企業の取り組み、大和町のこれからの人口増加も含めまして、
これらに期待をしたいと、このように思います。

それでは、質問の2件目に入りたいと思います。

子ども・子育て支援事業計画についてでございます。

今までの子育て支援は、保育環境の整備や子育て家庭を社会全体で支援し、子供を
産みやすい、育てやすい環境づくりという、子供を産み育てる側の視点に立った教
育・保育サービスが提供されてきました。しかし、この間に少子化はとどまることは
ありませんでした。それを受け、平成22年に子ども・子育てビジョンが閣議決定をさ
れまして、平成24年8月には子ども・子育て関連3法が可決成立したわけございま
す。

この関連3法は、全ての子供に良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社
会全体で支援するということを目的とし、制度財源を一元化して新しい仕組みを構築
し、子どもの幼児期の学校教育、保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭におけ
る養育支援を総合的に推進していくものとするものであります。それに基づきまして、
本町では、本年3月子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。その計画の今
後の進め方について町長にお伺いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、子ども・子育て支援事業計画の今後の進め方ということでございます。初めに、本計画につきましては、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づきまして、大和町の子育て家庭を対象として、町が今後進めていく施策の方向性、目標等を定めたものでございます。策定に当たりましては、子ども・子育て支援法を初め、関係、関連が深い大和町次世代育成支援行動計画（後期計画）、先ほどの件における取り組みを踏まえ、同時に上位計画となります大和町の第4次総合計画や、関連施策との整合性を持ったものとしております。

本計画は、次世代育成支援の共通目標となります計画の基本理念、育てる喜びと育つ喜びが実感できるまち・大和の実現に向けて掲げております教育の量的整備、地域子ども・子育て支援の充実、すべての子どもや子育て家庭への支援の3つの基本目標として掲げております。

計画の進め方といたしましては、基本目標の保育の量的な整備は、幼児期の教育・保育に対するニーズを把握し、ニーズ量に応じた体制を整備することとしており、計画期間中の各年度の利用希望により発生します想定量に対し、教育・保育給付の施設型給付及び地域型保育給付より進めてまいりたいと考えております。

地域子ども・子育て家庭への支援は、妊娠・出産期から乳幼児期、学童期まで切れ目なく子どもの最善利益が実現されるよう、子ども及び子育て家庭への支援を行うこととしており、地域子ども・子育て支援事業等によりますサービス供給により、事業を進めてまいりたいと考えております。

全ての子どもや子育て家庭への支援は、全ての子どもや子育て家庭を対象に、これまで推進してきました次世代育成支援の事業と方針を引き継ぎ、子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることとしており、次世代育成支援関連施策として事業を進めてまいりたいと考えております。さらに、これらの計画を推進するために、国、県を含む関係機関及び庁内関係課と連携を図りながら事業を進めてまいります。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

松川利充君。

9 番 (松川利充君)

この子ども・子育て支援事業計画につきましては、きのうも伊藤議員初め同僚議員から質問がありましたので、私からは簡潔にちょっと再質問させていただきたいんですが、これを見まして、6ページには次世代育成支援計画(後期計画)の関係が非常にわかりやすく記載されておりまして、法律の改正によりまして策定が任意になったことも含めまして、さらに66ページのちょっと7章をごらんいただきたいんですが、任意になってもそれを継続して計画を実行していくというようなことが、内容が示されておりまして。

そこで、先ほど町長が答弁がありましたので、もうよろしいんですが、実はこれを知る前にこの本町の第4次総合計画も含めていわゆる基本構想、基本計画などのさまざまな計画がございますので、実はその計画との整合性がどうかと思っていただけではございますが、内容を見ますと、もうこれらの整合性につきましてはしっかり図られておりまして、大変内容がある計画であると改めてこれを見させていただいて思ったわけがございます。これから町長の実効ある推進を期待をしたいと思います。

実はちょっと私ゆうべこの質問をするためにホームページを見ておりまして。そこで私が余り見たことのない資料が出てきましたのです。ちょっと私からご紹介するのは変なんですけど、私の認識不足でありましたが、実はホームページの定住支援情報というのにこういうのがありました。

いわゆる子育て情報紙「ぼっかぼか」という、こういうのがありまして、私初めてこれを見まして、内容が私個人的な感想としては非常にすばらしい内容であると、このように思いました。あらゆることが網羅されておりまして、わかりやすく非常に便利でございまして、子ども・子育てのご家庭にとっては大変便利なものであると、このように思いました。非常に役立つ冊子であると思ひまして、町長、私実はこれを見て大和町の子ども・子育てに対する姿勢とか熱意とか、これが感じられたんです。これまで私がこういうものを知らなかったということを恥じるべきなんでしょうけれども、そういう思いもありまして、きょう私ご紹介をさせていただいたところでございます。

それでは、これにつきましては、実は議員には配付されていないものですね。議員が必要ないものですかね。ないものと言ってはおかしいですが、それでこれを見させていただきましたので、非常にいいものを発行していると、このように思っております。

それでは、質問の3番目に移りたいと思います。

町民バス・デマンドタクシーについてでございます。

本町では、今年度町民バスの見直しを行い、町民バス宮床線以外の路線は、バスにかえてデマンドタクシーを運行することになり、本年4月1日に運行を開始いたしました。運行開始から2カ月が経過しましたが、これまでの運行、利用状況について伺いをしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、デマンドタクシーの利用状況に関するご質問でございます。

デマンドタクシーにつきましては、4月から運行を開始しておりますが、利用登録につきましては、547名の方に登録をいただいております。4月の運行日数につきましては、21日でございます。利用者数は宮床地区が129名、吉田地区が127名、鶴巣地区が144名、落合地区が97名で、合計497名の利用状況となっております。

昨年同月の町民バスの利用者が770名でしたので、利用者数の比較では273人の利用者が減っていると、少ない結果となっております。昨年度の乗降調査の結果を参考に利用者の内容を比べておきますと、高校生の利用者が減っておりまして、これが利用減の要因の1つではと考えております。

デマンドタクシーの利用者数は、5月に入りまして4月と比べ増加傾向にはございますが、デマンドタクシー、まだより多く利用いただけるように今後PRに努めてまいりたいと、このように考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

松川利充君。

9 番 （松川利充君）

利用状況を伺ってみますと、町長もお感じだと思いますが、思ったよりは利用者が少なかったような気がしますね。実は私は非常に期待をしていたのですが、思ったより少なかった。これはさまざまな要因があると思うんですけども、1つは実は私にこういう声が寄せられておりまして、日曜・祝日は運行しませんので、ところがタク

シー会社は営業しているということなんですね。それで、一般町民の方は日曜日でも祝日でも前日の5時まで予約できるということになっておりますことから、そういったことで日曜日に予約の電話を入れたりすると。それによって予約ができないものですから、何で営業しているのに予約ができないんですかというような問い合わせもありました。

これは制度上日曜日・祝日は運行しないと。いわゆるデマンドについては運行しないということは受け付けもしないんだということでございますけれども、しかしながら、町民がそのように思っていることがございますので、それらも含めて利用者の、これまで利用された方々、あるいはさまざまな登録者の方々も含めていろんな方々の意見を伺って、利用数が少ないのは一体何かが原因であるというふうに思いますので、町長もPRに努めたいというご答弁でございますので、それらに向けてぜひ利用者の増加になるように、ただ、まだ始まって2カ月ですので、その辺のことあると思うんです。

ですから、町民の方々がよくデマンドそのものをよく理解していないんじゃないかなというふうな危惧もいたしますね。時間がかかると思いますが、機会あるごとにみんなでPRをしてできるだけ利用者がふえるようにして見直しをしながら、その利用者の増加を図っていくことを私は期待をしております。町長、いかがでございますか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

デマンドバスの利用状況ということにつきましては、今お話ししたとおりで、2カ月で、5月の結果はまだ正式には出ておりませんが、ということで、ご利用回数につきましては、お話のとおりでございました。その予約の関係につきましては、そういったお問い合わせがございまして、確かに前日の予約ということをお客様に対して、日曜日とかそういった時には受け付けをしないということについてのお客様に対する徹底といたしますか、それがなされていなかった不手際があったというふうに思っております。

会社のほうではそのデマンドのための受付の方がおいでですが、その方がデマンド休みのときは休みということで、受け付けができないという状況でございましたので、このことにつきましては、そのことの日曜・祝日の受付につきましては、前日ではな

くその前ということの再度の徹底を図ってまいりたいというふうに思っております。

また、ご利用のPRにつきましても、基本的にまだまだ足りないんだろうなというふうに思っております。今五百数十名の方々が登録をされておるわけでございますけれども、まだ全員の方々が利用しておるわけでもないだろうと思えますし、町のほうでももちろんPRしていきたいというふうに思っております。また、そういった利用した方からこういった利便性があるというような口コミのPRといたしますか、そういったことも期待できればというふうに思っております。

なかなか乗合バスと違って、同じ地区の方とはいいながら、同じ1台の車に一定時間乗るということに対して、ちょっと抵抗があるというふうなお話も聞いております。それもなるほどなというふうに思うのですが、デマンドバスの性格上何とかそのことにご理解をいただいて、その利便性とか、そういったものをご利用いただけるように願っておりますし、そういったことにつきましても、これからもPRをして多くの方々に利用していただけるように頑張ってみようというふうに思っています。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

松川利充君。

9 番 (松川利充君)

このデマンドタクシーはさまざまな町で、市で運行しておりますので、実績については間違いなく私は思いますね。ですから、いずれ必ずこれは利用者はふえるであろうと私は思います。ですから、地道にPRをぜひして増加を図っていただくようにご期待を申し上げたいと思います。

そこで、町民バスにちょっと移りますけれども、質問させていただきたいんですが、いわゆる宮床線、これは変わりなく運行しているということでございますが、これにつきましては、まだ2カ月なんですけど、運行状況をお伺いをしたいと思います。

議長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

バスにつきましては、お話のとおり25・26と比較しますと伸びております。同時期

でということになりますか、8,800人、140%ぐらいで率としては随分伸びてきておるといふふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

松川利充君。

9 番 （松川利充君）

デマンドタクシーは余り利用者が少ないんですが、宮床線は、町民バスは非常に利用者が多いと、140%ですから、かなりの利用者が増加したということでございます。それで、私ちょっと町長にお考えいただきたいことが1点ございまして、吉岡地区はデマンドタクシーが運行されていないものですから、吉岡の町民の方々は地区外には利用できるわけでございますね。

ただ、先ほど言いましたように、実は恥ずかしいんですが、パンフレットの停留所は私も46カ所は認識していたんです。その特定の場所と言われると、それは私見たことないので恥ずかしいんですが、それが、ということは、やはり先ほど言いましたようなPR不足もあります。

あともう一つは、大和町は大郷町からも大衡村からもバス入ってまいりますね。どの程度入ってくるかは、その辺私全然承知していないんですが、うちのバスも大和町の町民バスも吉岡内を回りますね。

そうしますと、大衡村や大郷町、あるいは富谷町は全然存じ上げていませんので、何とも言えないんですが、どのように運行しているかは全然私知らないんですけれども、お互いの町民が大和町に入ってくるバスをお互いの町民が利用し合って、そうしたら運行経路も何らか連携して、協議をしていただいて、あらゆる町民、大衡村の村民も町民も、大郷町も大和町も利用しやすいような何かそういった連携はとれないものかということもちょっと考えられないものか、それによって人の交流もふえてくればいいのではないかなというふうなちょっと考えましたものですから、そういうことは可能であるか、可能でないかは私存じ上げないんですが、そういったことについて、町長いかがでございますか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

連携ということでございますけれども、現在はその連携をした中でのルート設定とか、時間設定はしておりません。と申しますのは、やっぱり皆さん来る時間というのはある程度病院に合わせるとか、あとそういった時間帯になりますので、来る時間はどうしても重なってしまうということになります。

さらには、ルートにつきましても、一番近いルートと申しますか、大衡村の人は大衡村で一番近場、大郷町は大郷町の近場ということになりますので、そういった形でうちがここ通っているからこっちでなくてというのは、なかなか話もまだしていない段階ですけれども、難しいのが現状かなと。

もしやるとすれば、それに大和町が合わせるという形になるかと思っておりますけれども、大和町も結局宮床から来るバスを回していくわけですので、なかなかそのバランスが難しいところもあるんだろうと。

今宮床のバスもおかげさまで高校生非常に多く乗っているのですが、乗り降りに時間がかかりまして、定時に着かない、なかなか黒高に。そうすると、逆に宮城大学に行くのがちょっとおくれるとか、そういった課題も出てきている状況でございます。ご利用いただいて大変ありがたいのですが、そういうことですので、バス時間5分早めるとなると、乗る方にとっては朝の5分は非常に貴重な時間だということで、早めたりするのはなかなか難しいという話もありまして、そういったことで、まず宮床の路線についてはそういった今課題が新たに出てきているということで、その辺をどういうふうにカバーリングするか。

それらとあわせた中でその時間とか、そういったものができるかどうか、いろいろ考えてはみたいというふうには思いますが、基本的どうしてもそういった、今申し上げたそれぞれの思惑と申しますか、中で動いておりますので、都合いい時間で都合いいルートというのについての調整はなかなか難しいものはあるんじゃないかというふうには考えております。話し合いが全くできないとか、そういうことは思いませんが、現状ちょっと考えただけでも難しい部分が、課題はあるなというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

松川利充君。

9 番 （松川利充君）

なぜ私がこういうお話をしたかといいますと、町長、実は吉岡はデマンドタクシー

がないものですから、町民バスがある特定の部分、路線しか通らないんですよ。だから、それから外れた町民の方々がどうしてここを通らないのか、いろんな疑問点をぶつけられるものですから、まさか増便するわけにもいかないから、そうしますと、いろんな問題が起きてくる。

その際、他町村との連携を深めていけばそれらの利用も含めて、あるいは大和町の人が他町村へ行く場合も利用できれば、お互いにそういった問題も、全てではなくとも多少はクリアできるのではないかなというような考えもちょっとしたものですから、あえて町長に先ほど質問させていただいたわけでございます。

もしそういうことが、これは大和町だけで決められることではございませんので、何とも申し上げられないんですが、そういうことが可能であれば、もしできましたらご検討をお願いしたいと思っております。

以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 (大須賀 啓君)

以上で松川利充君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後2時16分 休憩

午後2時27分 再開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

5番松浦隆夫君。

5番 (松浦隆夫君)

それでは、私のほうからは3件についてご質問をいたします。

1件目ですが、大和町総合教育会議の運営についてであります。

ことし4月1日から施行されました教育委員会制度は、首長の主宰する総合教育会議が設置されることになりました。総合教育会議は、首長が招集し、首長と教育委員会構成し、その協議・調整内容は次の3つになっております。

1つは、教育行政の大綱の策定、2つ目は、教育条件整備など重点的に講ずべき施策、3つ目は、児童生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に処置すべき事項、この総合教育会議により、首長が教育行政に果たすべき責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能になりました。

また、首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが可能になりました。大和町の総合教育会議の運営について町長の考えをお伺いいたします。

1つ目は、首長の教育行政の責任と役割について。

2つ目は、大和町総合教育会議の運営について。

3つ目は、教科書の採択に係る基本方針について。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思えます。

総合教育会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下地教法）において規定されております。それに従って行うものでございます。町長の責任と役割でございますが、会議は、町長と教育委員会の協議及び調整の場ございまして、それぞれ執行権限に関する決定を行う機関ではございません。これまでも町と教育委員会は情報を共有し、一体となり教育行政を推進してまいりました。今回の改正で首長としての責任が明確化されたことをより意識し、町と教育委員会の関係を密にして取り組んでまいりたいと、このように思っております。

次に、総合教育会議の運営でございますが、町長が開催日時、場所、会議に付議すべき案件やその他必要な事項を教育委員会に通知いたしまして会議を招集し、議長として会議をまとめますが、教育委員会がその権限に属する事務に関して協議をする必要があるとするときには、町長に対し協議する事項を示して会議の招集を求められます。

なお、会議の内容は、原則公開するものとしております。

以上は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されておまして、その他の部分につきましても、文部科学省通知に従い、適切な運営に努めてまいりたいと、

このように思います。

次に、教科書採択に係ります基本方針についてでございますが、文部科学省通知で総合教育会議においては教育委員会制度を設けた趣旨に鑑み、教科書採択個別の教職員人事と特に政治的中立性の要請の高い事項については、協議題とするべきではないとされております。

一方、教科書採択の方針、教職員の人事の基準については、予算等の地方公共団体の長の権限にかかわらない事項であり、調整の対象にならないものの、協議することは考えられるものであるとされております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律における調整とは、教育委員会の権限に属する事務について予算の編成、執行や条例提案、青少年健全育成などの地方公共団体の長の権限に属する事務との調和を図ることを意味し、協議とは、調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行えるものを意味するものであるとされております。したがって、教科書の採択については協議題とはならないものの、教科書採択の方針については協議として意見交換が行われるものと考えております。

ただし、事務上は教科書採択の基本方針は、宮城県教育委員会が定めるものであり、町総合教育会議はその内容について意見交換を行うことを検討しているところでございます。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

松浦隆夫君。

5 番 (松浦隆夫君)

まず最初に、首長の教育行政の責任と役割についてであります。旧来の地方教育行政法、これでは首長に託された住民の教育の意思、これが反映することはほとんど困難でした。今回の改正によりまして、首長の力強いリーダーシップが期待されております。

今ご答弁いただいた内容についてであります。この総合教育会議、首長が主宰すると、この主宰の「宰」の字はうかんむりの宰なんですね。それで、イベントを主催するというのはにんべんの主催なんです。この違いは何かというと、首長が教育委員会の上に立って、また中心となって物事を進めると、こういう意味合いがあるそうであり。その点から言いますと、ちょっとリーダーシップという面からこの答弁、リーダーシップが見えてこないというふうな感じがいたします。

きのうも今野議員の話の中にもありましたけれども、このきっかけは、滋賀県大津市の事件、そして大阪市の全国統一の試験結果が悪かったと、それで市長が教育委員会何やっているんだというふうなことに對して全然言うことをきかないというふうなこと、あと宮城県においても知事が男女共学、高校のね、その話をしたときに、教育委員会は言うことをきかないと。もうそこでもめたようなこともありまして、そういうことからして、首長のリーダーシップということを今回つけなくちゃいけないと、こういうことがこの法律の改正にあったと思うんですが、そのことについて町長のご所見をお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今回の改正につきましては、教育につきまして、教育委員会だけではなくて、首長と申しますか、行政と申しますか、そういった立場からもいろんな形で意見なり、意見の交換と申しますか、調整・協議という言葉になっておりますけれども、そういったことができるようになったという形でございます。

これまでのやり方について、それぞれ独立しておってやってきたところでございまして、そういったものに対してみんなの意見を、みんなの意見と申しますか、行政の意見も取り入れて教育行政についてやっていこうという考え方というふうに理解をしております。

ですから、だからといって首長だけが強引に引っ張っていくとなったならば、さっきお話の逆の話になってしまいますので、例えば大津と大阪とか、そういった全然逆の立場になってしまいますので、そういうことは求めていないんだろうと私は思っております。

ですから、両方同じ立場でこっちが強いとか、こっちが弱いとかではなくて同じ立場で、あるものに対してそれぞれの立場から意見の交換をして、そしていい方向に引っ張っていきましょうという考え方だというふうに思っておりますので、リーダーシップが見えないというお話ではございますけれども、そういった観点からすれば、私は今までも大和町の場合は、きのうも申し上げましたけれども、そういったバランスと申しますか、それはとれてきておったというふうに私は思っているんですけれども、そういうことで、趣旨としてはそういうふうに同じ立場での意見を言えると、どちら

が強いとか、どちらが弱いではなくて、同じ立場で1つの物事に対してそれぞれの立場から意見を言い合って、そしてその合議制といいますか、その中で方向を決めましょうという改革というふうに私は基本的には考えておるところでございます。したがって、こっちが強いとか、あっちが弱いとかということではなくてというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

この主宰は、先ほど説明したように、ご説明申し上げたように、やはり町長がもう行政の住民の意思を代表する者として、やはり1つ上に立ってこれを主宰する、いろんなことを主宰する、こういうふうな立場であると思っておりますので、この辺はもう一度お考え直していただくというか、考えていただきたいというふうに思います。

きのう町長が招集の挨拶の中で、第4次総合計画の基本ということで、町民の皆様がひとしく誇りと愛着を持って住み続けられるまち、これを実現するんだと、これが第4次総合計画の基本理念であると、こういうふうに述べられております。そこで、ここの町長の言う誇りと愛着、特に誇りですね。このまちづくり、誇りについて町長に具体的にどんなまちなのか、誇りについてです、お願いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

町に対する誇りというのは、大和町民であるということの誇りということですので、大和町のこのことについての誇りということとはまたちょっと違うのではないかと。日本人である誇りというのがあります。日本人である誇りは、富士山があるからの誇りではないと思いますし、武士道があるからだけではないと思います。やっぱり日本というものに対する、これは人それぞれ違う部分もしかしてあるのかもしれませんが、基本的な思いがあるんだというふうに思っておりますので、先ほど言っていた誇りというのは、大和町というものに対するものでありまして、いいところいっぱいあります、言え。それらはもちろんでございますし、人間を愛する、大和町

の人を愛するということが誇りかというふうに思っておりますので、これをというふうな観念的なものにはちょっとなかなか表現難しい部分がございます。

誇りと愛着、町を愛するということですので、これは済みません、答えになっていないかもしれませんが、どれだと言われるとなかなか答えに、こういう明確なものはないのですが、少なくとも大和町というものを愛する、大和町民であるということ、自信を持って大和町民であると誇りを持って言い切れるという、そういったものというふうに思っております。

議長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

いや、町長の第4次総合計画の基本理念、これすばらしいなというふうに思いました。きのうも帰ってから読み返したんですが、大和町民としての誇り、そして宮城県民としての誇り、そして最終的には日本人としての誇り、これが町民ひとしくということは、子供も大人も高齢者も、そして男性も女性もひとしくその誇りを持たなくちゃいかんと。

そこで、大事だなと私は思うのは、この子供のときから、子供、成長していくわけですが、この誇りを持った教育、これが大事だなと。どうしても私も前一般質問で申し上げましたし、千坂議員も言ったんですが、イギリス、アメリカ、そして中国、そして日本と、こういうふうに比べた場合に、日本人の誇りというか、それを比較したデータがあるそうですが、極めて低いんです。

これは何にあるかという、やはり教育の段階で自虐というか、自分に自信をなくすような教育、日本人はだめだというふうな教育、これをずっと続けてきたと、こういうふうに思います。

それで、1つ紹介をさせていただきます。私が最近読んだ本に、ジャーナリストの井上和彦氏、この人が書いた「日本が戦ってくれて感謝しています」と、こういう本がございます。これを見ますと、要約しますと、戦後日本の社会は明治以降、近代史に醜聞の色に染められて自虐主観に支配されてきました。

しかし、この井上氏が自分の足で回ったアジア、これはどこかという台湾、フィリピン、マレーシア、インド、パラオ、このことを書いてあるんですが、この日本で取り上げられるマスコミ、これが声高に言われるほど反日の声も、また学生が学校で

教わったような侵略の歴史もなかった。お目にかかったことがないと、こういうふう
に言っております。

いろいろ日本の旧軍のいろんなこと、旧軍がアジアへ行って何をしたかということ
をちょっと調べてみましたならば、これらの国々に対する日本の統治、厳しい軍規、
規律のもとに良心的な植民地政策を行った。どんなことかという、その国に行って
橋をつくる、道路をつくる、鉄道をつくる、そして下水道等のインフラの整備をする。
そして、医療的にもその住民に対して施設、医療的なことを、そういう整備をする。
そしてまた、産業の開発、その国が成り立つように、住民のために産業開発、そして
一番重要なのは教育をしたと、こういう事実であります。

そして、驚いたのは、昭和39年7月10日、日本の当時の社会党の委員長の佐々木更
三氏が毛沢東主席とお会いしたときに、過去の戦争について謝罪をした。そのときに、
毛沢東主席は、何も申しわけないと思う必要はありません。日本帝国主義は中国に大
きな利益をもらたした。中国人民に権力を奪取させてくれた。皆さんの行軍、行軍と
いう言葉を使っていますが、行軍なしには我々の権力を奪取することは不可能だっ
たと、むしろ感謝された、中国に。

また、平成6年にマレーシアのマハテール首相、この人がおりましたけれども、こ
の人に当時の村山富市首相、そして土井たか子参議院議長がマレーシアに訪れたとき
に同じような謝罪をした。このときに、なぜ50年もたった、前に起きた戦争のことを
いまだに繰り返すのか理解できないと言われたということは、余りにも有名な文章に
なっております。

したがって、いろんなことで従軍慰安婦だとか、南京事件だとか、いろいろありま
すけれども、そういうことは一部去年あたり誤報、誤報じゃないな、何かそういう色
に染まった人がいろいろ新聞に載せて騒がせた、これは昭和50年以降なんですけれど
も、日本の今子供たちというか、自信をなくしている、そういう状況にあるというこ
とをこの井上氏は言っているわけであります。

したがって、国家のあり方というか、まちづくりもそうなんです、教育は百年の
計、子供は町の宝というか、国の宝、そういうことでありますので、町のぜひともリ
ーダーシップというか、一方的な話じゃない、そういう場ではないんですが、そうい
う主宰をするというふうな意味合いから、町長には大いに期待するところがあります
ので、頑張ってくださいと思います。

それで、町長の責任といいますか、首長の責任なんです、きのうもお話がござい
ましたように、教育長を任命する責任、そして主宰する総合教育会議、これにおいて

教育行政の大綱と、また教育教科書の方針、採択基準の大綱、これを策定する、こういう責任がございます。そして、これを町民に説明をする責任、何もしない場合でも説明責任が求められております。この辺について、町長もう一度ご答弁をお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

済みません、ちょっと今のご質問、理解ちょっとあれなのですが、町長の責任があって、教育長さんの任命とか、そしてそれを町民に説明する責任があるということで、どういうふうに説明するかということですか、町民に対して。

これは基本的には公開ということでございますので、そのこと、公開はされるというふうに思っていますが、その公開の方法というものについてちょっと、私も今、今後ちょっと勉強していきたいというか、どういうふうな方法があるものか。広報等でやるというところまでの部分なのか、その辺について国のほうにもちょっと問い合わせしてみようと思いますけれども、ちょっと今明確にまだ決まっておりません。済みません。

議 長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

改正に当たり、これ平成23年10月31日、県議会でこの教科書採択について請願が上がりまして、これを県議会が採択した。このときに、知事は、これは県民の意思を示すものであるので、1つの県民の意思と捉えて県の教育委員会は多くの意見を踏まえてしっかり議論してほしいと、マスコミですかね、こういうふうなことを言っておられます。そういうことですので、今回のこの意味合いとか、総合教育会議の意味合い、そういうことをもう一度というか、考えていただきたいなと思います。

次に入ります。

大和町の総合教育会議の運営について、これは先ほど言った県の教育委員会は、4月21日に第1回の総合教育会議を開きました。そして、その中に宮城県総合教育会議

の運営要領というものを定めました。これはどんな内容かということをお話すると、運営だから、こういうことをやりますよということで、1条から8条、そして附則とあるんですが、1条は要旨です。2条は開催時期、招集、3条、4条は議長、5条は公開の場、議事録、6条、7条は事務局、雑則と、こういうふうになっておりますが、これで開催の時期については、原則として年2回、4月と10月に開きます。そして、招集は知事、これ県の話でありますので、知事が開催の日時、場所、会議に付すべき事項、その他必要な事項を通知をすると。

大和町でも先ほどありましたように、教育委員会から必要だと言ったときにもそういう招集はありますよと。議事の議長は知事がやります。会議の開催は公開といたします。そして、議事録を作成して公表いたします。こういう内容があるんですが、これ大和町においてもやはりこの総合教育会議の大綱の要領というか、これ必要だと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

要領まではまだつくっておらないところですが、先ほどもお答えした中に町長が開催をして日時、場所を示すと。会議の案件についても、その他の必要な事項についても町長が教育委員会に出して通知をする。招集をし、議長の会議をまとめるということで、今おっしゃった県のあれと同じような、全く同じ中身のものはありますので、これを要領化するといえますか、そういったことは可能になっていると思います。

議 長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

県の内容ともほとんど同じでもいいと思うんですね。1つの形として年に何回やるんだと、いつころやるんだと。その内容についてはその都度変わってくると思うんですが、同じようなものを準備されて公表すると、そういうふうな手だては必要じゃないかなと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

次、3点目に入ります。

教科書採択に係る基本方針についてでございます。

先ほどの答弁書の中に、教科書の採択、これは事実上は教育の教科書採択の基本方針は、宮城県教育委員会が定めるものである。こういうふうになっておるんですが、採択地区、これも今までと同じように仙台地区の中に入って宮城県が定めるものを使うと、こういうふうなことでありますが、教育総合会議で大事だなと思うのは、教科書の採択の方針もしくは採択基準については、同じであっても、宮城県と同じであっても大和町は県と同じものを方針として使うんですよ。このことがないと、何か誰がどうなっているかわからないような教科書採択になりますので、県の教育委員会が出したその方針と同じなら同じと、こういうふうにしっかり明示すべきじゃないかなと、こういうふうに思います。

それで、宮城県の教科書採択の方針、これはちょっと調べました。これについては、掌握されているかどうかかわからないんですが、1項から5項までありまして、1つ教育基本法、そして学校教育法に示された教育の目標を踏まえて、そして学習指導要領が上げる生き方を育むという理念に沿った教科書を採択する、こういう教科書を採択する方針を県は出しているんです。

そして、2つ目は、宮城県のこれは省略をします。特色のある教科書をそれぞれの教育委員会、その場で特色のあるものを選択すると。そして、3つ目として選択の手続、これは法令等の趣旨や内容に基づいて適切に進めるとともに、教科書の十分な調査・研究を踏まえて適切かつ公正に行う。こういうふうにして行うんですよということ、そして教科書の選定の過程においては、保護者等の意見が反映されるように配置し、開かれた選択の推進に努める。そして、5項目として、各採択権者は、誠実な採択環境の確保に努めるとともに、採択結果及び採択理由を積極的に周知、公表するなど、透明性の一層の向上を図ると。

これで我が大和町でも基本方針、先ほどの総合教育会議の大綱と同じですが、これでもし大和町でつくらないで県のをそのまま踏襲する、それを文書にさせていただきたいと思います。この件について、町長お願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

教科書の採択の基本方針ということでございまして、これにつきましては、総合教

育会議の中で調整と協議という言葉があるようでございますが、調整の対象にはならないと聞いておりますが、協議をする対象にはなると聞いております。そういうことで、協議ということで、自由な意見交換の場として幅広く意見の交換をするということで、この方針につきましても、調整をするものではないという形になっておりますし、町としましても、このことにつきましては協議として意見交換をやるというふうと考えております。協議としてですね。

議 長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

やはり町長とちょっと私のニュアンスが違うなというのは、やはり協議の場は調整しなさいというふうなあれなんです、やっぱり主宰するというふうな、首長の名を持って出すというか、そういうふうなことのものでもありますので、やはり本当にこの対等というか、調整は必要ですけれども、あと首長の名を持ってそれを出すと、こういうふうなことになろうかと思えます。その辺はよろしく願いをいたします。

以上で1点目終わりたいと思えます。

2点目ですが、移ります。

教科書の基本的な考え方について教育長にお伺いをいたします。

宮城県教育委員会が諮問した県教科書選定審議会、これは4月23日、第1回目の教科書選定審議会を開いて、平成28年度から中学校で使用される教科書の採択基準などを協議いたしました。これによりますと、平成25年度に県議会で採択された請願を踏まえ、歴史と公民の教科書については、各出版社の特徴を明確にした参考資料を作成し、教科書の採択権を持つ各市町村教育委員会に6月上旬に通知をするとしております。

大和町教育委員会は、過去仙台採択地区の中でどのような教科書を採択したのか、私どもわかりませんでした。これからは総合教育会議の定める教科書採択に係る基本方針及び上記参考資料に基づいて教科書を採択し、大和町教育委員会として採択理由を公表する努力目標が規定されました。教育長にお伺いいたします。

3つあります。1つは、仙台採択地区の採択決定までの流れについてお伺いいたします。

2つ目は、共同採択地区から単独採択地区への変更について。

3つ目は、採択の基本方針の事前公表と採択理由の公表について。

以上3点であります。よろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは、松浦議員の質問にお答えをいたします。

平成27年度は中学校の教科用図書採択の年であります。大和町教育委員会は、仙台地区採択協議会として共同採択を行うこととなります。

仙台地区における採択決定までの流れでございますが、宮城県教育委員会の教科書の採択に係る基本方針と間もなく示される平成28年度使用教科用図書中学校採択基準を踏まえて、第1回仙台地区採択協議会が6月上旬に開かれ、採択についての意見交換が行われる予定となっております。

また、各中学校教員へ教科書採択専門員を委嘱し、教科書の具体的な検討を行っていただきます。さらに、6月下旬から約2週間検定を受けた教科書を1カ所に集めた教科書センターが開設され、各学校の教員及び市町村教育委員らが自由に閲覧できる体制がとられます。8月31日の採択決定期限まで、仙台地区採択協議会の会議は2回開催されます。作業は6月3日の宮城県採択事務担当者会議から開始となります。この会議には、仙台地区採択協議会事務局の塩竈市教育委員会職員が参加いたします。

この間、大和町総合会議において県教育委員会が定めた基本方針について協議を行うことも検討しております。展示会を経て各学校は採択計画書を教育委員会へ提出し、教育委員会は内容を協議・承認の上、地区協議会へ報告を行います。地区協議会は、各市町村教育委員会の計画書を取りまとめ、協議の上、地区教科用図書の採択を決定し、その結果を市町村教育委員会へ通知を行います。その通知を受け市町村教育委員会は採択計画書を承認する手順となります。

次に、昨年改正された義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条第1項により、町村の区域でも教科用図書採択地区と設定することが可能となりました。ただし、設定を行うのは県教育委員会であり、第12条第2項においては、採択地区を変更しようとする場合は、あらかじめ市町村教育委員会の意見を聞くことと規定されております。大和町教育委員会として、単独の採択地区となることは現在のところ考えておらず、仙台地区として同一の教科書を使用していくことが児童生徒、さら

に教員、保護者にとっても有意義であると思っております。

次に、採択の基本方針につきましては、県教育委員会の諮問により県教科書選定審議会が6月1日に採択の基本方針と採択基準、選定資料を県教育委員会に答申する予定であります。その後、県教育委員会定例会での教育長報告において公表されるほか、町教育委員会に対しましては6月上旬に通知されることとなっております。

基本方針につきましては、県教育委員会として定められており、採択地区及び町教育委員会で定める予定はございません。県教育委員会により公表されることで周知されるものと考えております。

また、採択理由の公表につきましては、義務教育の教科用図書の無償措置に関する法律第15条により公表するよう努めることとされておりますので、採択地区協議会構成市町村の動向を把握しながら検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

仙台採択地区の採択決定までの流れでございますが、まず最初に、採択地区、これにつきましては、宮城県の中には8つの地区があります。仙台市は仙台市、それで大河原、仙台、大和町なんか含めた北部、栗原、東部、登米、南三陸とこの8つの地区にありますが、もう当初からその仙台地区で共同採択をするんですよということを当初に言われているわけなんです、これあたりも共同になるのか、単独で採択をするのか、これあたりも総合教育会議でお話をさせていただいて、どちらかの方向か。

恐らく文部科学省ではどちらかという、教科書選定については各教育委員会が責任あるんですよと、そこで選定してくださいというふうな基本的な考えがあると思いますので、これからどうなるか、今後いろんな周りのこともありますけれども、それについては検討というか、首長ともご相談をしてどうするのか。最初からもう仙台地区の中でやるんですよというふうなことはちょっとどうかというふうに思います。

それで、あと流れですが、

議 長 （大須賀 啓君）

松浦議員、もう1件あります。時間調整は大丈夫ですか。

5 番 (松浦隆夫君)

大丈夫です。教科書の展示会をやりますよと、こういう話でございしますが、これは仙台地区の中の、私は富谷町というふうに聞いているんですが、富谷町のスポーツセンターか何かで何日間か教科書を展示をしますよと、これは少数の人というか、どのぐらいの人を見て予定をしておられるのか、そして、それに対するこういうことをやりますよというPRですかね、こんなことは考えておられるのかどうかちょっとお伺いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

2点でよろしいですか、1点、展示会の件だけでよろしいですか。(「はい」の声あり)

展示会につきましては、県のほうでまずもって広報をします。それから、各学校教職員は全員そこに行ってみます。それから教育委員会の職員なり、教育委員も全員来ます。それから、教育委員会の内部におきましては、それ以外に教育委員対象に2日間、調査・研究のための展示を内部で行います。それは別ですけれども、展示会は2週間で全教職員並びに教育委員会というふうにご理解を、一般の方もごらんになれます。

議 長 (大須賀 啓君)

松浦隆夫君。

5 番 (松浦隆夫君)

展示会が終わりましたがと、そうすると、各学校は採択計画を調査・研究をして教育委員会に提出をしますよと、こういうふうな答弁になっておるんですが、この各学校は教職員がこれを各社の特徴を分析・検討して、そして最終的に決めるのは教育委員会、大和町5名の方の教育委員会、ここがただ承認をしますよというふうなこの文章なんですが、これでは今までと変わらないと。各学校から上がってきたものを承認をすると、そういうことじゃなくて、各教育委員会は教育委員の責任においてその分

析結果、それを集計してなるほどということで、その責任において大和町ではこれを採択しましたよということを明確にしていきたい。

そして、それを県のほうに提出をすると、こういう形になると思うんですが、それで、共同採択地域ですが、ここには大和町の教育委員会、それぞれからどなたが出席をされるのか教えていただきたい。総合教育会議に、大和町教育委員会として誰がそこに出席をして、共同会議、県のほう、「共同採択…」の声あり)はい、そうです。失礼しました。

議 長 (大須賀 啓君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

それでは、お答えをいたします。

地区の共同採択の協議会につきましては、13市町村の教育長、それと保護者代表ということで3名の方が入られます。

議 長 (大須賀 啓君)

松浦隆夫君。

5 番 (松浦隆夫君)

教育長と保護者代表、これはどんな人選になるわけですか。保護者代表、どんな人選をしてその人が行く。

議 長 (大須賀 啓君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

保護者につきましては、P T Aの代表の方が来られます。

議 長 (大須賀 啓君)

松浦隆夫君。

5 番 (松浦隆夫君)

あと時間8分ほどになりましたので、ぜひとも子供たちに自信と誇りを持てるような教科書の採択をしていただきたいと思います。それをお願いして2件目を終わります。

3件目ですが、吉岡地区及びもみじヶ丘・杜の丘への地区への高齢者の福祉タクシーの運行について、これは何人かがお話をした、きのう渡辺議員もお話をされましたので、もう一度文から読んでいきます。

町は4月から公共交通システムの変更に伴い、今まで町民バスが宮床線を残し廃止となり、宮床・吉田・鶴巢・落合地区と吉岡地区を結ぶデマンドタクシーの運行が開始されました。吉岡地区内の利用ができないこと、またもみじヶ丘・杜の丘地区は運行区域に当初から含まれておりません。

デマンドタクシーの運行については、1年間の試行期間としておりますが、吉岡地区及びもみじヶ丘・杜の丘地区を合わせると、大和町の約70%の住民が住み、人口に比例して高齢者、病気のために運転ができない方、また運転免許証を自主返納した方、障害をお持ちの方、交通弱者と言われる方がこの人たちの交通を確保することも肝要だと思います。

そこで、私は山形県の遊佐町にたまたま行ったときに、平成20年4月からデマンドタクシーの運行をしております。デマンドタクシーを使っておりますが、今年度から新規に福祉タクシーの事業を導入いたしました。高齢者及び障害者の積極的な社会参加と生活環境の拡大を図るために福祉の増進に寄与するとともに、タクシーの利用料金の一部を補助する補助券を発行して経済的負担の軽減を図っております。

我が町でも吉岡地区及びもみじヶ丘・杜の丘地区の高齢者等の交通弱者の方々に福祉タクシーの運行をして福祉サービスの公平性と公正性を図るとともに、経済負担の軽減を図ることが肝要と思われます。町長のお考えをお伺いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、吉岡地区及びもみじヶ丘・杜の丘地区への高齢者福祉タクシーの運行についてのご質問にお答えをします。

デマンドタクシーは、今までの町民バスをマイクロバスにかえて運行効率のよいワ

ゴン車やセダンの車両を使用し、周辺部から吉岡地区間の移動手段の確保を図ったもので、車両はタクシー会社の車両を借り上げまして運行を委託しているものでございます。

そのため、デマンドタクシーは町民バスと同じ運行区域としており、利用のルールとしまして町民の方々の吉岡地区内での移動は吉岡地区内を運行する宮床線やタクシー等のご利用をお願いしているところでございます。また、もみじヶ丘・杜の丘地区は、高校生などの利用者が多いことから、町民バスの便数をふやしまして利便性の向上を図ったものでございます。

山形県遊佐町で実施されております高齢者福祉タクシー事業につきましては、高齢者がタクシーを利用し積極的な社会参加と生活圏の拡大を進めるため、平成26年度までの事業として町内に暮らす満75歳以上の高齢者を含む満65歳以上の高齢者のみの世帯に対し、町内に事業所を有するタクシー会社の協力企業を利用された場合、1回につき利用料金から基本料金分が助成され、当該年度に16枚の利用券が発行されていたものです。

本年4月からは町内に居住される65歳以上の運転免許証を所有されていない高齢者及び移動することが困難と思われる障害を有している方に対し、年間24枚の利用券をタクシー及びデマンドタクシーに利用できるようなったものでございます。

この件につきましては、渡辺議員のご質問にもありましたが、福祉タクシー利用券等の検討の中で進めてまいりたいというふうに考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

渡辺議員の質問にありまして、これを検討しているということなのですが、これについて基本的にはタクシーの基本料金、これを高齢者、免許返納したような人には基本料金を24枚配付する。障害者の方には28枚、年間ですね。基本料金の分はやりますと、こういうことであります。最後にこれいづころ検討結果というか、いづころからやりたいというか、これだけお聞きしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

具体にはまだ決まっておりません。ただ、検討については進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。（「ありがとうございました」の声あり）

議 長 （大須賀 啓君）

以上で松浦隆夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩は10分間とします。

午後3時28分 休 憩

午後3時38分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

13番高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

それでは、質問をします。

「道」や「通り」への愛称についてということで伺います。

古くから呼んでいる名前があるのに、時代の経過で忘れ去られようとしている道や通りを次世代につなげていくことがまちづくりの観点からも大事な事なのではないだろうか。その多くは市街地にあり、多くの方に大和町を知っていただくとともに、道路に対する関心を高め、町内の道路が町民や町外からの訪れた方に親しまれるために道路に愛称（看板）をつけてはどうかと思っております。

一方、新しいまちづくりの中でも区画整理などにより、新たな町並みが形成され、その地区にも地域に結びつき親しまれる道路になることを願って愛称を考えてはいかがかないということでお尋ねをします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、「道」や「通り」への愛称についてお答えいたします。

本町の町道路線数につきましては、652路線、延長314.2キロとなっております。その中で、古くから地名にはない、いわゆる通称、愛称と呼ばれている町道は、吉岡地区の既成市街地に多く使われております。例といたしましては、長丁線、四軒丁線、八軒丁線、前小路線、そのほか停車場線とか、古街道線、柳町南線などが代表的なもので、長年にわたり町民に親しまれている愛称となっております。

一方、新市街地、吉岡南地区や東地区、南第二地区においては新たに増加する路線数が多いこともあり、ほとんどが新町名を使っている状況でございます。その中で、旧来からの地域的結びつきが感じられるものとしたしましては、新市街地内に設置されました街区公園に旧地名、例えば西下蔵公園とか、熊野堂公園とか、西柿の木公園とか、西車堰公園等々、そういったものを用いて命名しているのが現状となっております。

ご質問のとおり、地域住民の結びつきが大切な現代におきまして、旧地名や古くからの愛称や新市街地において住民から親しまれ共有できる道路愛称などを用いて地域の結びつきを強くすることは大事なことと認識しております。このような歴史的地名や愛称などを共有し、次世代へつなぎ渡すのは私たちの責務でもあると感じております。今後このような取り組みを実施している他の自治体を参考にその方向性について検討を重ねてまいります。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

基本的なことを伺います。

仮に今ご紹介をいただいたような愛称を持って呼ばれている道、通り、こういったものは公的な何か手続を踏んだ上でそういうふうには呼ばれているものなのかどうか教えてください。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

町道の中に組み込まれているのもあれば、あと通称といいますか、そういったものも両方混ざっている部分があるというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

町道の一部が含まれているというようなお話ですけれども、先ほど伺ったように、それについて公、要するに行政の中でここをこういう通称で呼びますとか、そういう手続があったかどうかということを重ねてお尋ねをしますし、あわせて町内には通過している県道、あるいは国道もございます。仮にそれに愛称があった場合、あるいはある場合、これも同じく公的な手続があるのかどうか教えていただきたいといます。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

愛称といいますか、通称といいますか、そういった呼ばれ方をしているものについて、今現在あるものについては公的にといいますか、こういう呼び方をしますよということ改めて知らしめてやっているということではなくて、昔から通常の中で呼ばれているというふうに思っております。

今後のものにつきましても、正式な名称はあるわけでございますので、確認はしなければならぬと思いますけれども、改めて条例でどうのこうのというところまでは必要ないのではないかというふうに思っております。なお調査してみます。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

特に有名な愛称だとか、通称だとか、あるいは誰もが知っているような道について、それを広く認知させるために道路に対する審議会だとか、そういったものについてあえて提案をして、それのお墨つきをいただくということをやっているやにも聞いております。

ただ、今町長が申されたように、それが条例にそのまま反映されているだとか何とかということとは私自身も今回のことで確認をした範囲の中では確認はできませんでした。

なお、今後の進め方について検討の中にそういったものも含めて、いかに愛称について普及できるものなのかどうかということ調べていただきたいというふうに思います。

それで、先ほど町長のほうからご紹介のあった長丁（ナガチョウ）というんですかね、ナガジョウというんですかね、このごろでも言っている方はナガジョウ、ナガジョウというふうな言い方をされているのを私も何回か確認しておりますか、ここにいらっしゃる方の中にも、特に吉岡にお住まいの方の中にも、今町長が申された地区、通称、愛称、そういったものを認知しているというのはもう圧倒的に少ない。町長も今ご紹介いただいたの全部把握されていたかどうかということも含めて、非常に希薄になっているというのが現状であります。

ここでご紹介あるような停車場線だとかというこれについても、昔私自身は認識しているのは停車場街道、停車場街道と言われた道すがらだと思いますし、あとは上町に上るあの鍵型の坂のところは坂中というような言い方もしていますし、その他にもいっぱいあるんだろうというふうに思います。

これのルーツになるものは確認したところ、明治22年に吉岡町が制定された折に、行政区として吉岡は1区から6区までつくられて、その中に今言ったさまざまな地区が含まれて、そこを通る道路について長丁通りだったり、四軒丁だとか、六軒丁だとか、八軒丁だとかというふうに言われていたというふうに認識をしております。

よく見てみると、もう既に私自身も全く記憶にないようなものがいっぱいあるわけなんですね。これはこのままにしていくと全くわからないものになってしまうということでもあります。言ってみれば大和町が60歳の還暦を迎えて、大和町としての年齢はそういうことなんですが、そこに続く明治時代からのものというのは、どこかに置き去られてしまうというか、そういったことで、かえって忘れてしまったほうがいいものもいっぱいあるんだろうとは思いますが、これは私が見る限りはやっぱり歴史的な資産だと私は思います。あるいは今後の展開を考えた場合には資源という言い方も言

えると思います。

ですから、不動産だとか、町の財産で同じ言い方をすると、この今ご紹介いただいたものは大和町にとっては不良資産になっているわけですよ。全く財産的価値がなくなっていると。滅びるのを座して待っているというような状況なわけでありまして。そこまで言わなくても遊休資産というか、活用しないがままにもったいなく置かれているものだというふうに認知をせざるを得ないと。

ですから、この資源・資産を今後のまちづくりには有効活用すべきだろうというふうに思っております。その基本的な認識があって、研究をしたいということではありますが、今言ったようにどういうふうに生かされるかという、そういう基本的な考え方のもとにやらないと、ただ史跡を改めて確認をしたということにとどまってしまうということになるかと思えます。

大事なことだと認識はしているということではありますが、現時点でそういった遊休資産をどのような活用をされていこうとされているのかどうかお聞かせをいただきたいと思えます。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

こういった古い町名といいますか、これは吉岡に限らず各地区にある、宮床地区とか落合地区とか鶴巣、吉田地区それぞれにあるんだらうなというふうに思っております。また、これも愛称的に呼ばれているものもあって、さっきお話しのとおり、停車場線なんて立派には言いませんでした。停車場街道です。あと例えば泉田さんの後ろ側、馬場議員の裏側、雀っこ横丁とか、そういうのもあって、それはいいのかどうかという問題もあって、やっぱり愛称といいますか、そういったものは地区、地区にあるんだというふうに思っております。

こういったものについての活用ということでございますけれども、そういった歴史、その地区の名前で歴史がわかる、例えば大和町にはないですが、鍛冶町とか、そういった地区で残っている場所もあるわけでございまして、そういった歴史を確認できるということもありませんし、あとその長丁線とか、八軒丁線と言えば、そういったものがあつたんだらうとか、あと馬屋前線というのは大堤からおりていったところなんですわ、大堤町内の。あれ馬屋前、馬屋があつたのか、馬を洗いに行ったのか、そ

ういった歴史があるんだというふうに思っておりました。そういったことを調べることによって地区の歴史がまた確認できるんだらうなということ、また、懐古主義ではありませんけれども、昔の黒川郡大和町、そういったものを見ることもできると思っています。

どういった利用ということでございますけれども、これをすぐ活用して観光地とか何とかというものになるものではないというふうに思っておりますけれども、子供たちに理由をわかってもらうためには、たとえば道路にそういった看板をつけてみるとか、あと地図、マップに落としてみるとか、そういうことによって地図全体で見たときには町の全体の歴史というのがそういうのを見れば一目でわかるとか、そういったことの利用もできるのかなと。子供たちの副読本とか、そういったものもできるのかなというふうな気もしております。

利用法についてはまたいろんな方法があるというふうに思いますが、今思いつくとか、そういったこと、あとは散策ルートとか、うちには1つあるというふうに思っております。そういう考え方があるのではないかとこのように思います。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

今申された内容で私は最初の取りかかりとしては十分すぎるぐらいのアイデアじゃないかなというふうに思います。そういったものを広げていくと、大和町の歴史だけでなく、各町内の今言った周辺の私が住んでいるような地域も含めていろんなところに、ああこういうものがあつたのか、あるのか、そういったものを改めてもちろん町内の方も町外の方も確認をすることができるし、そういったマップがあれば楽しめるというか、あるいはそこにひょっとしたならば商業行為も連動してくるだとか、そういうことも考えられる。

前段でさまざま活性化だとかのお話があつた中でも、そういったものも1つのツールとして十分に活用できるのではないかとこのように思います。大変公務でお忙しい町長ではありますけれども、こういう言葉を聞いたことがありますかね。山ガールだとか、あるいは歴女だとか、刀女子だとか、あるいはスー女、こういったことについてどれだけの見識がございますか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今の言葉、詳しくはわかりませんが、山ガール、山歩きの好きな人たち、若い人ですね、そういったのが好きな方がおいででグループをつくって山と一緒に散策するとか、あとお城が好きでお城を回るとか、極端なことを言えば鉄砲を撃つ人がいて、そういう方もいるということで、そういったことに興味を持った方々が、どういっかわりで集まるのか、インターネットか何かなんでしょう、そういうので集まって、そういう方の活動範囲がいろんな方がふえてきていて、いろんな興味を持った方々がさまざまな活動をしているというふうに認識しております。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

ありがとうございます。全くそのとおりで、特に若い女性を中心にしたそういう方々に対するネーミングというんですか、一番最近ではスー女とって、お相撲さんが好きな、お相撲好きな方の女性の方々をスー女と言うんだというようなお話も聞きました。

何を申し上げたいかという、今の時代は趣味から何かからもう全くパーソナリティー、個人の範囲の中では何が楽しみなのかというのは本当に、それに興味ない方からすると、何でこんなものというようなものも含めていろいろ調べ上げたり、あるいは尋ねたり、あるいは食べたりというようなことをなさるわけです。

ですから、それもひょっとしたならば、先ほど言った通りだとか、道だとか、あるいはお話しになりましたね、広く言えば屋号だとか、そういったものも含めて興味を持っていらっしゃる方というのは、やっぱりこういう時代にはいっぱいいらっしゃるし、ほかの多くの方が気にしていないものを探そうという方々がいっぱいいる時代だというふうに思います。

前段のお答えの中には観光客はどうかなみたいなお話だったですけども、私は観光客に直結するものだというふうに思います。それは捉える側がそういう仕掛けをすれば十二分にそういうものにつながるんだろうというふうに思います。特に、今海外

からの観光客を招き入れようというような動きがたくさんあります。特に、ことしは東北に向けてその観光客を誘導しようという動きが国の施策の中にもあるやに聞いております。仙台空港だとか東北新幹線を使って誘導しようというふうに言われておるようであります。

その先駆けとして、例えば先ほど申されたマップによるそういった名所・旧跡の探索だとか、あるいはスタンプをついて回るだとか、それに絡めて商店街を回って歩くだとか、そういうことを検討することは十二分にできるだろうと。そのためには、行政だけのかたい、失礼ですけれども、かたい発想の中だけではなかなか難しい面もあるだろうというふうに思います。

ですから、歴史的な資産をそういったものに結びつけて新たなまちづくりにつなげていくという、歴史の保護とあとは町の活性化と、そして次世代にそういった町の財産を受けつないでいくということは、それだけでも十分な価値があるのではないかなというふうに思います。検討する中に早急なそういうプロジェクトを立ち上げてほしいというのが私の気持ちなんです、どうでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今回町の5年後のプロジェクト、まち・ひと・しごとということも今組織立てしてつくっております。動き出しております。5年後、40年後といいますが、あっちも見た中でございますので、そういった中でも今観光とか、そういった部分もありますので、1つの材料としてそういったものも取り入れて考えてみることも1つだというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

あともう一つ申されたように地図、これは我々がつくる、あるいは考えるマップということではなくて、住宅地図、ゼンリンさん、これにあえてそういう愛称、名称、通称を載せている自治体は調べてみると結構あります。ですから、そういうものも駆

使して町を売り込む、そしてそれを定着化させる、それによっていろんな意味での経済効果も含めたまちおこしにつなげていくということが肝要だと思います。

今回のその通り、あるいは道について私も「吉岡町史」というのを参考にさせていただきました。その中には過去の町の偉人さんとか、そういうことに尽力された方々の思いだとか、そういったものが、そういう1冊の本の中にだけでも宝物のようにいっぱいあります。そういったものを活用すると、さまざまな可能性が見られるのではないかなというふうに思います。

ことし、先ほども申し上げましたように、大和町にとっては誕生日でありますけれども、その大和町につないだ各地区の旧町村を含めたそういったものを振り返って改めて考えてみる、あるいは活用させていただくということもとても大切なことなのではないだろうかというふうに思いますので、締めくくりにこの議論についての町長の見識を伺います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

大和町の歴史というものについては、大和町は60周年ですが、吉岡で言えば今村とか、歴史がずっとあって、そして今があるというふうに思っております。したがって、60年の歴史のほかに我々が知らないといえますか、もっともっと古い大変な歴史があったということ、そういったことを今後継承していく1つの手だてにもなるんだというふうに思っておりますし、そういったことに気づいていくということ、調査することによって、そういったいいきっかけにもなるんじゃないかというふうに思っております。

観光のきっかけにもなるというふうなアドバイスも頂戴いたしたところでございまして、新たな出発とするに当たっても古きよきものといえますか、懐かしい未来というものを私前にも言ったことがあるのですが、新しい未来もさることながら、懐かしい未来というものも大切だというふうに思っております。そういった意味においては、こういったところも方法の1つとして十分考えられるというふうに思っておりますし、先ほども申しましたけれども、今後の新しいプランづくりの中にこういった形でのものが取り組めるかどうか、そういったことも含めて考えてまいりたいというふうに考えます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

昔の旧町村の道とか通りだとかについては、先ほどの意見のやりとりで終わりにさせていただきますが、新たなまちづくりの中でも当然今度は将来に向けてやっぱり同じことを我々は考えていかなければならないだろうというふうに思っております。

旧役場前にせせらぎ公園が設置された折に、今回のことを調べている中で、一部の町民の方の中にあそこはせせらぎロードだというような言い方をされたというような、それは定着しなかったというか、私は今回初めて聞いた名前なんですけれども、そういうこともあります。せっかくだったら、やっぱりそう立ち消えにならないで続いていくことが必要なんだろうなというふうに思います。

また、この役場の通りに面したところなんかも新たな市街地として整備された中で、町道吉田落合線ですか、そういった名前で果たして皆さんになじんでいくのかどうかだとか、そういうことも含めると、ふさわしい名前というものがあるのではないかと、いうふうに私は思います。そういったことについて、これまで協議をされてきた、あるいは協議中だったというような事実があるかどうかお尋ねをします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

新しいエリアについての愛称といいますか、そういったことですが、先ほどせせらぎロードというあの愛称につきましては、地元の人が確かにそう呼んでおりました。あの役場がある当時ですね。それで、ごく一部の人だったのかもしれませんが、そういったことがあったところでございます。

これまでのこういったことについて考えたことがあるかというお話ですが、実は50周年のときに大和町の町制50周年のときですね。やっぱりそういった考えの中から道路に愛称をつけたらどうだということで、町民の方も含めて募集をした経緯も1回あります。それで、出てきたのがそのせせらぎロードとか、あとまほろばの前がまほろば通りとか、そういったものが出てきたのですが、残念ながら応募者が2桁の

随分少ない段階でして、それで、町で職員にも募集したのですが、やっぱりそういうことでは愛称ですので、やっぱり多くの方にといいことで、そのときには名称をあえてつけることはなく、この次の機会ということで延ばした経緯がございます。

そういうことで、本来であれば、ああいうのはつけましようでなくて、自然とそう呼ばれてくるのが愛称なのかなという気もするし、やっぱり住んでいる方が通っているうちに、何とかさんが、何があるから何とか通りとかと、そう言えばお互いにわかり合えるといいますか、そういったものから出てくる部分もあるのかなというふうに思っております。

本来であれば、そういうふうに自然と出てくるというのが一番何か自然でなじめるのかなという気がしますけれども、ただ、きっかけというところも必要なんだろうというふうに思いますし、そういった意味で50周年のときにやったものについての反省も踏まえて、こういったやり方ですね、あえて募集するよといってやるのがいいのか、それとも今聞いていけばいろんな人がもしかしてもう呼んでいるものがあるのか、そういったことも含めていい名前が出てくればと思います。

確かに決まりきった地名をつないだ名前では味気がないというか、それはそれで味のある名前のあるところもあるんですが、最近は何れもそうじゃなくて、地名、地名だけをつないだだけになってということは、何か自分のふるさとのまちということの感覚から言うと、何か愛称のあるほうが地元にも愛着も湧くのかなというふうな気もしますので、ただなかなか機が熟すというか、その辺の難しさがあるというふうに思いますので、どういったことができるのか、愛称についても、先ほども言いましたけれども、いろいろ研究してまいりたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

そうですね。再度の繰り返しになるかもしれませんが、やっぱり道路に愛称をつけるだけでは、これは一過性のもので、急に盛り上がって急に人気は下がるみたいな、そういうことに終わってしまうだろうというふうに思います。

ですから、それは仕掛けの中で大和町としての考え方、あるいは史跡、財産として、先ほど言ったように、財産をどのような有効な活用をしたらいいのかという複合的な、ですから、道路行政で愛称つけましようという単純なものでは全くないだろうとい

うふうに思います。ですから、その知恵を横断的な意見をもらった上で検討を進めていただければなというふうに思います。

あわせて、ラウンドアバウトって町長ご存じでしょうか。道路の形状なんですけど、形としてはドーナツみたいな形の道路ということなんですけど、ご認識はありになりますか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
済みません、ちょっとわかりません。

議 長 （大須賀 啓君）
高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

ロータリーというとおわかりになるかと思うんですが、形上はドーナツみたいなものを想像して、信号機のない交差点で、ルールとしては左一方通行で、入るときはウィンカーなんかつける必要ないと。出るときだけその中で左側のウィンカーを上げるというような道路なんです。これは警視庁もこのラウンドアバウトの設置については推奨をしていくというようなことがうたわれております。

今回取り上げたのは、その形状はもとより、そのラウンドアバウトによるまちづくりが、例えばこの役場のすぐそばの交差点がそういったラウンドアバウトによって名所になるというか、そういうまちづくりをしているところが結構出てきているんですね。

ですから、今後の道路行政の中で、ただ車が通ればいいだとか、あるいは歩行者に安心感を与える道路であればいいだとか、この時代で言う自転車専用道路をつくればいいんだとかということとあわせて、そういうまちづくりの観点からのその場所がどこがいいのかどうかも含めて、今後のアイデアの1つとして名称とともに深く検討をしていただきたいなというふうに思うんですが、どうでしょうか、検討の余地はありますでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ラウンドアバウトという名称については、あれがそういうことなのかというのがわかりましたけれども、見たことはあります。日本だけではなくて、海外でもやっておりますよね。余り大きな交差点ではなかったような気がしますし、そういった形での、おっしゃるとおり町なかの交差点といいますか、余りスピードも出さない中で自然と流れていくというようなやり方だというふうに思っております。

イメージはわかるのですが、どうやって利用するんだろうなと思ったりもするところがありますので、それを組みとくかということは、まだそこまでのあれではないですけれども、こういった活用が実際されて、例えば観光の目玉にもなっているということであれば、そういったことについてもちょっと勉強させてもらいたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

1つの事例として申し上げた形状がラウンドアバウトということであります。大きさも今おっしゃったように小さいものから、相当大きくて真ん中に公園があるような、そういったものまで、外国を含めていろいろな形状があるんだろうというふうに思っております。それがまちづくりにどういう効果があるのかも含めて、ぜひ研究をされてみてはいかがかなというふうに思います。

今回は過去の通りだとかにあわせて、今後の道を後世につなげるためということでのアイデアの1つとして今ご紹介をさせていただきましたので、今後の研究材料にさせていただければそれで結構かというふうに思います。

続いて、次の質問をさせていただきます。

第4次総合計画を支える100年後の構想策定についてということでお尋ねをします。

社会情勢の変化や新たな課題などを踏まえながら、第4次総合計画は中間点を迎え、後期計画の策定に向けた見直しを行う年となりました。前期における施策が有効だったのかを見きわめ、新たな後期8年間の目標を設定し、達成に必要な手段を総動員す

べきと考えております。

さて、今回の議論のテーマは、「大和町百年構想」を策定してはどうかというものであります。5年先もわからない流れが速い現代社会で気の遠くなるような50年、100年先のビジョンが必要かと考えることが一般的かもしれません。

しかし、大和町が持つ普遍的価値を町民全体で共有し、自分たちの町「ふるさと大和町」の未来はこうしたい、こうあってほしいという思いを町民とともに作り上げ、22世紀への飛躍のためのグランドデザインとしてみてはいかがかということでありませう。町のマスタープランや総合計画により運営される施策に、「想い」や「示唆」が具体的に落とし込まれるばかりでなく、将来のまちづくりへの参考となるものを書き上げてみてはいかがかなということでもあります。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、100年後の構想策定についてのご質問でございます。

町民が自分の住む町を見つめ直して、町の魅力を再発見しながら未来の大和町の姿を思い描き、そういった思いを町民全体で共有することは、これからのまちづくりを進める上で大変大事なことだというふうに考えております。

しかし、百年構想ということではありますが、町では今年度地方創生の取り組みとしまして、45年後に当たります2060年の大和町の将来を見据えた人口ビジョンを策定し、そのビジョン実現に向けた今後5年間の具体的な取り組みをまとめた総合戦略を策定することとしております。まずは、この45年後の大和町のビジョンを今後の目標として捉え、取り組んでまいりたいと考えます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

まず、答えの中の私の認識を確認をさせていただきたいんですが、この地方創生への取り組みとして45年後に当たる2060年、これを見据えた人口ビジョンを策定するというので、それを実現するために5年間かけて総合戦略を組み立てるというふうに

答えをいただいたわけですがけれども、これは国が今盛んに言っている地方創生の中で、各市町村に対してこういうものをやりなさいということでおやりになっているものなのか。その人口ビジョンたるものは一体何を人口ビジョンとしているものなのかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この表現のちょっと仕方のあれかと思えますけれども、これはいわゆる国で言っている地方創生のものを申し上げておるところでございます。国のほうで2060年を1つの目標といいますか、2060年に現在の人口を維持していくための計画ということで、我々につくるようになってきているところございまして、それがまず1つの国からのあれで、その45年を見据えたビジョンと、そのスタートの5年間の計画について、今取り組みをしようとしているところございまして、これは町としてということではないということで、町のビジョンではないんですね、これね。この目指した中での計画といいますか、そういった捉え方でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

ひとつ誤解のないように、私はこういう金太郎あめみたいな、国が地方創生だ、さあ皆さんつくりましょうというようなもので、さあ皆さん出してくださいよというようなことでやるものを申し上げるつもりは全くありません。それはやらなきゃならないんであればぜひお進めをいただきたいというふうに思いますし、今回申し上げたいものとは全く一線を画すものだというのを、まず申し上げておきます。

それと、あわせてこのこの人口ビジョンというんですか、人口動態、これを数値を掲げて作成するものなのか、あるいは数値だとかまでは踏み込まないものを求められているのか、そこだけお聞かせをください。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

このことにつきましては、2060年の大和町の人口を想定してといたしますか、想像して、これからの流れですね。これは専門家に当然調査を依頼をするわけですが、そういった中で、基準はそこにあります。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

大和町には町民憲章ございますね。改めて読ませていただきます。

船形山を仰ぎ 理想と文化を高めます。

七ツ森を愛し 和の心と豊かな人間性を培います。

吉田川の流れに 清き心とすこやかな体をつくります。

事あるたびにいろんなイベント等で私たちも含めて唱和をさせていただいています。この大和町の町民憲章というものは一体何なんですかね。辞書で調べてその憲章というのは何なんだということを調べれば、それはそれでわかるんですけども、これの大和町としての位置づけ、町民憲章といたら一体何なんだということを改めて聞きたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これは大和町の町民憲章ということでございますが、いろんな取り方があるというふうに思っております。こうあるべきであるということと、もうこうであるよということ、これを維持していこうということ、そういったことで、常にこれを言ったときに大和町がイメージできるといいますか、大和町の象徴といえますか、この言葉を聞いたときに大和町が出てくるといいますか、そういった部分もあろうというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

私が申し上げているのは、この町民憲章をつくられた経緯というのは、残念ながら私今回調べかねました。昭和61年3月にこれが制定されたということまでは承知をさせていただいています。ここに含まれている魂というところを今お尋ねしようと思っただけですが、これを読んでみると、今町長が申された範囲でしか私も理解はできないわけですよ。象徴だとか、こうありたいだとか。

ですから、これを具現化していくための道しるべだとか、そういったものが必要なのではないかと。1章で言う船形山を仰いで理想と文化を高めるというためには、どういう道があるんだと。そこに向かっていくためにはどういふことを我々は考えなきゃならないんだということを、やっぱり示さなきゃならないんじゃないかと。これを唱えていても、そのときは唱えるけれども、やっぱり残らないというかね、そういうことを感じたんです。

前段で申し上げる4次計画結構です。マスタープラン結構です。でも、それは現実の施策を重ねていこうというものであって、この先にあるものというのは、そのときにその役割を担った方が改めてまた次の5次計画なり、6次計画に携わっていくというだけの繰り返しで、「大和町の百年構想」と私ここに書いてしまいましたが、そのときに、仮に100年後に町のままでいるかどうかすらわからないわけです。

ですから、「大和百年構想」と言ったほうが正しいのかもしれませんが、そこに我々で向かうときに、どういう道筋がありますよだとか、あるいは逆にこういう道には進まないようにしたいんだというようなものを、この理念を具現化していくための道しるべをつくるべきではないかというふうに感じて私は今申し上げているわけでありまして。

ですから、45年後の創生プランの中の1つの計画だとか、そういったものではないんです。ですから、そういうものをつくるということについてどういう価値観があるかどうかお聞かせをいただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

道しるべというふうにおっしゃいましたが、道しるべというものをどういうふう
に捉えるかといいますか、目標なのか、夢なのか、希望なのか、それともその方法なの
か。いろいろ取り方あると思うんですね。それで、町の理想といいますか、そういつ
たものを掲げることは1つあると思いますけれども、大和町がこうあるべきだとい
うのはまたこれは、いわゆる町の理想とは違った部分だというふうに思います。

それで、100年というか、100年先というよりも、もう町の大和町の理想は何だとい
うことになるんだと思うんですね、今お話のあれですと。100年先とかそういうこと
ではなくて。それが100年先なのか、早ければ50年先でもなったって構わないと。

ただ、理想ですから、私どもまちづくりで理想とは言いながら、これで完璧という
ことはないんだろうなというふうな思いも持っているもので。ですから、町がこうあ
ってほしいという、今思える範囲の理想と、またその違った範囲、それも出てくるん
だろうなと。さらには、我々の感覚で見た例えば100年でもいいですが、と子供たち
が見た100年と、これはまるっきり違ってくるんだろうというふうに思います。

それで、100年のというお話を聞いたときに、私は夢と希望を入れ込んだ構想かな
というふうな思いもあったのですが、お答えとしては今50年の今現実的なことがある
ということでお話をさせてもらいました。

それで、その「百年の構想」、100年後といった場合に今も言いましたとおり、理
想を掲げる、または子供たちにいろいろ聞いて、50年後どうだったらいいの、100年
後どうあってほしいのというふうなものもある。それから、今度60年の決まりきった
というお話ですけども、これも1つの理想というか、形で、私は職員にあなたたち
の孫、子供が成長したときどういう町にしたいんだと、その思いを入れてというふう
な話もしたのですが、そういうことで話まともりがなくなってしまったところすけ
れども、そういう理想を追求するというのも、これは1つ大切なことだというふうに
思います。

それが金銭的に豊かなのが、それは人のあれでまた違ってくると思いますし、町と
してどうなんだと。金銭的なことから言えば、税金がかからなくて、何でもただで
というふうなものが理想かもしれませんし、また、ここにいれば一生老後の心配もなく
ケアもできますというのが理想かもしれませんし、いろんなものがあるんだろうなと
いうふうに思います。

そういった中で、だから抽象的なことで理想と文化を高めますとかという形でま
まってしまうのが現実なんではないのかなと。具体的にしたときには非常にま

とまりのないものが出てくるので、そうすると、やっぱり夢といいますか、希望といいますか、そういったものの部分が具現化される、そうなるのかなというような気もします。何かまとまらない。

だから、そうすると、そういったものをやるとすると、実は今後小学校で6年生と5年生がそういった将来について話し合う、テーマを持って取り組むという授業があるそうです。だから、そういった子供たちに50年後、100年後どうあったらいいのか、どうあってほしいのというようなもののまとめというのも1つそういったことになってくるでしょうし、逆に言えばかえってそれが正解になってくるのかもしれないという気もするんですね。申しわけない。本当にまとまらない話で申しわけないですけども、そんな思いでございます。済みません。

議 長 (大須賀 啓君)

高平聡雄君。

1 3 番 (高平聡雄君)

一人で考えると、今おっしゃったような形で、やっぱりいろいろな視点から見たり、あるいは考えたりということになると思いますが、まさに今お話になったようなことを全町的に考えたら、相当なものができるんじゃないかということをお願いしたいんです、まずは第1点。

先ほど職員の方々に自分たちの子や孫が大和町にいてよかったなと思えるような町をつくりたいんだと、みんな考えてくれというようなことをおっしゃったと。まさにそのとおりで、そのときに、ですから、そういう意味での道しるべなんです。今考えてくれとは言ったけれども、ごちゃごちゃにならないように、その理想と文化を高めますというところまでいくところの1つの基準をみんなで考えたらどうだということをお願いしたい。それを言って「百年構想」と言っているだけで、それが100年かかるか、200年かかるか、300年かかるか、それはわかりません。

1つの例として、町民憲章をたたえるような場所でよく町長がお使いになる江戸時代の大和町、あるいは吉岡での出来事がこの時代に大きな評価となって、また映画にもなるんだというようなお話を聞かせていただいております。これはまさしく250年前の話が評価を受けているわけでありまして。それは私自身もその地元に生まれた者として非常に誇りを持ちたいなというふうにも思います。

ですから、この先250年先にそういうものに通じるような考え方を考えてみたらど

うかということで例えると、その答えというのが250年後に出るんだということで、今わかってもらおうというようなことが大切なかどうかはわかりませんが、とにかくどの時点かでやっぱり大和というところはこういうことを考えてきた町なんだということを実現化していくような、道すがらをつくるべきではないのかなというふうに感じるわけでありませう。

ですから、そのためにはひょっとしたならば、夢とか理想だとかじゃなくて、逆にもう注意喚起だとか、これやっちゃだめだとか、そういうものになるかもしれない、逆にね。それが結果としてはあのときそういうことを言ったからこうなったんだということでもあるかもしれないと。

だから、そういったことを日々とやっている行政としての計画プラン、マスタープランだとか、何次計画だとかという視点・観点ではなくて、考えてみる必要もあるのではないかなということで申し上げております。今のことで何か考えて、感じていただけるものがあつたかどうかお聞きかせをください。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

非常に難しいテーマだなというふうに改めて思いました。250年前、確かに「国恩記」という形で穀田屋さんとか、早坂さんとかやられて、すばらしい方々がおつたということについては、我々全町民が誇りに思ふべきだというふうに思っております。そういったことを250年後に言ってもらえるようなやり方といいますか、そういったことが求められるかとか、そこまではあれですけども、そういったことで、そういう歴史を継承していくという意味では、つながっていくための施策ということも当然必要なんだろうなと、必要といいますか、思います。お話しされていること、随分わかつたような気はしますが、わかればわかるほど非常に難しいテーマだなというふうなことも感じます。

ただ、そういった道しるべといいますか、大きな町民憲章にいくべき方法と、そうだなと思ったのは、だめな、これはするなということ、それも必要なんだなということとは改めて思いました。

私も浅野という名前が立派な方と同じ名前なんですけど、全然関係ないんですけども、ただ、そういう次代といいますか、将来に多くの方々にこの時代の住民の方が一

生懸命頑張ってやった結果こうだったよと言われるもの、そのまちづくりもしたいと思えますし、できればそういった方向性も今お話の中で、できるかどうかは別としまして、いろいろ考えさせていただきたいというふうに思います。

議長 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

1 3 番 （高平聡雄君）

最後にできるかどうかは別としてというのが非常に気になりましたけれどもね。ぜひ真剣に考えていただきたいと思えますし、ここにおそろいの方々はそういう思いでやっぱり自分の孫子のため、もちろんそうですけれども、それは日常の業務の中にぜひ取り入れていただきたい、私も同じ思いであります。

それとは別に、やっぱりその時代にそういう集団が、大和町の職員がいたんだという事実をぜひつくっていただきたいと思えますし、グランドデザインですから、要するにベースなんですよ、ベース。何回も申し上げますけれども。そういったものについては忌憚のない意見を交換していただいて、理念になってもやむを得ないけれども、でも、着実にそこに進んでいるということ、それで、後世に名を残す必要は全くありません。立派な人は必ず周りが評価するわけでありますから。

ですから、おれがやったんだなんていうことは全く必要ありませんけれども、それに携わった人間だとして、自分が誇りに思えるような仕事をぜひこの計画づくりのちょうど中間点に当たって、そういう意識が高まっているところでありますから、それとは別の視点でぜひ能力を発揮する機会を町長が今、与えると言わなかったけれども、考えてみると言っていますから、職員の皆さんもぜひそういう観点でまちづくりに貢献をしていただきたいということを申し上げて、私の質問を終結します。ありがとうございました。

議長 長 （大須賀 啓君）

以上で高平聡雄君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後4時38分 休憩

午後4時47分 再開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

(大和町税条例の一部を改正する条例)」

議長 (大須賀 啓君)

日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(大和町税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。税務課長三浦伸博君。

税務課長 (三浦伸博君)

それでは、議案書1ページをお願いいたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

大和町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告してその承認をお願いするものでございます。

2ページをお願いいたします。

恐れ入りますが、条例議案説明資料の1ページ、承認第1号関係新旧対照表をあわせてをお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、地方税法の一部改正に伴いまして、平成27年度課税に支障のないよう対応いたすために専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の内容につきましては、3月定例議会中に開催がされました議会全員協議会にてご説明を申し上げました平成27年度税制改正大綱に沿った改正でございまして、今回の条例改正の主な改正点につきましてご説明をさせていただいているところでございます。また、条例の一部改正につきましては、総務省から一部改正につきましての準則が示されておりまして、準則にのっとり今回一部改正を行ったところでございます。

それでは、大和町税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

初めに、第2条第3号、第4号でございます。第3号、第4号につきましては、番号法の施行に伴いまして、法人の場合、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号を記載するものでございます。

第23条第2項につきましては、地方税法第292条第1項第14号の新設により、恒久的施設の定義規定を見直すものでございます。

第23条第3項につきましては、地方税法施行令を以下「令」というふうに改めるものでございます。

第31条第2項につきましては、法人住民税均等割の税率区分の資本金等の額を法人事業税における資本割の課税標準に統一するもの、第4項といたしましては、資本金等の額を有する法人の資本金等の額につきましての条項を新設するものでございます。

第33条第2項につきましては、所得割の課税標準の算定方法につきまして、所得税法第60条の2から6条の4の新設によりまして、国外転出の場合の譲渡所得の特例による計算の例によらないものとするものでございます。

第36条の2第9項につきましては、番号法の施行に伴い、新たに第23条第1項第3号、第4号に該当することとなった者の申告に関する条項を新設するものでございます。

第36条の3の3第4項、3ページをお願いいたします。第48条第6項及び第50条につきましては、引用条項の号番号を改めるものでございます。

第51条第2項につきましては、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として番号法の施行に伴い、納税義務者の減免申請書記載事項に個人番号又は法人番号を追加するものでございます。

第57条及び第59条につきましては、引用条項の号番号を改めるもの、第63条の2及び第63条の3につきましては、個人番号又は法人番号の規定の整備でございます。

第71条第1項、第2項につきましては、文言の修正及び番号法の施行に伴います個人番号又は法人番号を追加するものでございます。

第74条、第74条の2につきましては、個人番号又は法人番号の規定の整備でございます。

第89条第2項及び第90条第2項につきましては、軽自動車税の減免に係ります申請期限の改正及び番号法の施行に伴います申請書記載事項に個人番号又は法人番号を追加するものでございます。

第139条の3につきましては、文言の修正及び番号法施行に伴います申請書記載事項に個人番号又は法人番号を追加するものでございます。

4ページでございます。

第149条につきましては、個人番号又は法人番号の規定の整備でございます。

次に、附則第4条でございますが、附則第4条につきましては、引用条項を改めるものでございます。

附則第7条の3の2につきましては、適用期限の延長、附則第9条第1項から、5ページの第4項及び第9条の2につきましては、ふるさと納税に関する申告手続の簡素化に関する規定の新設条項でございます。

附則第10条の2につきましては、引用条項の変更、第6項から第8項及び第12項につきましては、地方税法の法附則第15条の固定資産税等の課税標準の特例でございまして、条例で定める割合についての新設条項でございます。

附則第10条の3につきましては、個人番号又は法人番号の規定の整備でございます。

附則第11条及び6ページ、附則第12条、第13条、附則第15条につきましては、適用年度の更新に伴います改正でございます。

次に、附則第16条でございます。附則第16条第1項から7ページの第3項までにつきましては、軽自動車税の税率の特例でございまして、燃費性能に応じました軽減課税に係ります税率の規定の新設条項でございます。

附則第16条の2につきましては、旧3級品の製造たばこに係ります特例税率の廃止に伴い削除をするものでございます。

附則第22条につきましては、番号法の施行に伴います個人番号又は法人番号の規定の整備でございます。

続きまして、第2条関係、大和町税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。

新旧対照表につきましては、30ページとなります。

平成27年改正条例第1条で新設されました軽自動車税の軽減課税の規定、条例附則第16条でございますが、それをさらに改正するものでございまして、平成26年度税制改正で新設された経年車両の重課の規定を追加し、以後の項を繰り下げるものでございます。

次に、8ページ、附則第1条第3号、第4号につきましては、引用条項の変更、附則第4条につきましては、引用条項の変更及び第2項を新設するものでございます。

附則第6条につきましては、引用条項及び文言を改めるものでございます。

改正条例附則でございます。

施行期日といたしまして、第1条につきましては、第1号から9ページの第4号に掲げます施行期日について規定しているものでございます。

第2条につきましては、町民税に関する経過措置といたしまして、第1項は平成27年度以後の町民税に適用するもの、第2項につきましては、平成28年度以後の年度分の個人の町民税について適用するもの、第3項につきましては、番号制度施行後の申請書について適用するものでございます。

第4項につきましては、平成27年4月1日以後に支出した寄附金について適用するもの、第5項につきましては、平成28年度以後の個人の町民税について適用するものでございます。

第6項につきましては、条例の公布の日以後に開始する連結事業年度分の法人町民税について適用するもの、第7項につきましては、平成28年4月1日以後に開始する連結事業年度分の法人町民税について適用するものでございます。

10ページの第8項につきましては、番号制度施行後の申告について適用するものでございます。

次に、第3条でございます。固定資産税に関する経過措置といたしまして、第1項は平成27年度以後の固定資産税に適用するもの、第2項につきましては、番号制度施行後の申請書等に適用するものでございます。

第3項につきましては、平成27年4月1日以後に取得された都市再生特別措置法に基づき取得する公共施設等に対して課すべき平成28年度以後の年度分について適用するもの、第4項につきましては、平成27年4月1日以後に取得された協定避難家屋に対する課すべき平成28年度以後の年度分について適用するものでございます。

第5項につきましては、平成27年4月1日以後に取得された協定償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分について適用するもの、11ページ、第6項……。

議長（大須賀 啓君）

課長、申しわけない。会議時間の延長の了解いただきます。

会議時間延長をお諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により午後5時を過ぎても時間延長して会議を継続したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、時間を延長することに決定いたしました。

済みません、どうぞ。

税務課長 （三浦伸博君）

引き続きお願いをいたします。

11ページでございます。

第6項につきましては、平成27年4月1日以後に新築されたサービス付き高齢者向け賃貸住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分について適用するものでございます。

次に、第4条でございます。第4条につきましては、軽自動車税に関する経過措置でございます。第1項につきましては、番号制度施行後の申請書等に適用するもので、第2項につきましては、平成28年度分の軽自動車税に適用するものでございます。

続きまして、第5条でございます。第5条は、町たばこ税に関する経過措置でございます。第1項につきましては、平成28年4月1日前の紙巻たばこ3級品の税率は従前の例によるものでございます。

第2項につきましては、紙巻たばこ3級品の税率については段階的に引き上げるというものでございます。

第3項につきましては、たばこ税の申告納付の手續に係ります読み替えの規定、12ページの第4項につきましては、平成28年4月1日前に売り渡し、消費等が行われた紙巻たばこ3級品を平成28年4月1日に販売のために所持する卸売販売業者等に対し手持ち品課税を行うものでございます。

第5項につきましては、手持ち品課税の対象者は、平成28年5月2日までに申告書の提出をするといったものでございます。

第6項につきましては、手持ち品課税に係ります税金を平成28年9月30日までに納付をするものでございます。

第7項につきましては、手持ち品課税の場合も延滞金や課税標準、申告納付等の手續につきましては、通常の課税の場合と同様であるというものでございます。

13ページでございます。第8項につきましては、手持ち品課税された製造たばこが返還された場合の還付についてでございます。

14ページ、第9項につきましては、平成29年4月1日前に売り渡し、消費等が行われた紙巻たばこ3級品を平成29年4月1日に販売のために所持する卸売販売業者に対し手持ち品課税を行うものでございます。

第10項につきましては、第5項から第8項までの規定を平成29年手持ち品課税に適用させる場合の読み替え規定でございます。

15ページの第11項につきましては、平成30年4月1日前に売り渡し、消費等が行われた紙巻たばこ3級品を平成30年4月1日に販売のために所持する卸売販売業者等に対し手持ち品課税を行うものでございます。

第12項につきましては、第5項から第8項までの規定を平成30年手持ち品課税に適用させる場合の読み替え規定でございます。

16ページ、第13項につきましては、平成31年4月1日前に売り渡し、消費等が行われた紙巻たばこ3級品を平成31年4月1日に販売のために所持する卸売販売業者等に対し手持ち品課税を行うものでございます。

第14項につきましては、第5項から第8項までの規定を平成31年手持ち品課税に適用させる場合の読み替え規定でございます。

17ページでございます。

第6条、第7条でございます。

第6条は、特別土地保有税、第7条入湯税に関する経過措置でございます。第6条、第7条ともに番号制度施行後の申請書等に適用するものでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

(大和町都市計画税条例の一部を改正する条例)」

議長 (大須賀 啓君)

日程第4、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(大和町都市計画税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。税務課長三浦伸博君。

税務課長 (三浦伸博君)

続きまして、議案書18ページをお願いいたします。

承認第2号でございます。大和町都市計画税条例の一部を改正する条例でございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので同条第3項の規定により議会に報告してその承認をお願いするものでございます。

19ページをお願いいたします。

恐れ入りますが、あわせて条例議案説明資料の35ページ、承認第2号関係新旧対照表をお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、地方税法の一部改正に伴います引用条項の改正並びに適用年度の更新に伴います改正でございまして、附則におきまして新たに附則第2項を加えますことから、法令準則にのっとりた改正書式として附則の最終項から順次改正を行っているところでございます。

なお、新旧対照表につきましては、第1項から順次お示しをさせていただいております。

まず、第2条第2項につきましては、引用条項の改正を行うものでございます。

次に、附則第13項から附則第10項につきましては、引用条項の改正及び項番号の繰り下げを行うものでございます。

附則第9項から附則第3項につきましては、適用年度の更新に伴います改正並びに項番号の繰り下げを行うものでございます。

附則第2項につきましては、引用条項の改正を行い、項番号を繰り下げするものでございます。

20ページ、附則第1項の次に次の1項を加えるものでございまして、第2項といたしまして、見出しとして法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合を、第2項といたしまして、法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定め

る割合は5分の3、都市再生特別措置法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とするものでございます。

施行期日でございます。この条例は、平成27年4月1日から施行する。

経過措置といたしまして、この条例による改正後の大和町都市計画税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例によるものでございます。

参考といたしまして、新条例附則第2項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条第18項に規定する家屋に対して課すべき平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」

議長（大須賀 啓君）

日程第5、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。税務課長三浦伸博君。

税務課長 （三浦伸博君）

続きまして、議案書21ページをお願いいたします。

承認第3号でございます。大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので同条第3項の規定により議会に報告してその承認をお願いするものでございます。

22ページをお願いいたします。

恐れ入りますが、あわせて条例議案説明資料の41ページ、承認第3号関係新旧対照表をお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、国民健康保険に係る平成27年度税制改正に伴います改正でございまして、第2条につきましては、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する課税額でございます。

第2条第2項につきましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行の「51万円」から「52万円」に、第3項につきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を現行の「16万円」を「17万円」に、第4項につきましては、介護納付金課税額に係る限度額を現行「14万円」から「16万円」にそれぞれ引き上げるものでございます。

第23条本文につきましても同様に改めるものでございます。

次に、第23条第2号及び同条第3号でございます。

第2号につきましては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乗すべき金額を現行「24万5,000円」から「26万円」に引き上げるものでございます。

第23条第3号につきましては、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定につきまして、被保険者の数に乗すべき金額を現行「45万円」を「47万円」に引き上げるものでございます。

附則でございます。

第1条につきましては、施行期日の規定でございまして、平成27年4月1日から施行するものでございます。

第2条につきましては、適用区分でございまして、改正後の規定は、平成27年度以後の国民健康保険税に適用するものでございます。

第3条につきましては、平成26年大和町条例第4号の一部を改正するものでございまして、第1条につきましては、施行期日の規定及び第1号アから23ページのク並びに第2号を新たに加えるものでございます。

第2条につきましては、適用区分の文言を修正し、第2項を加えるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
(大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例)」

議長（大須賀 啓君）

日程第6、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長（長谷 勝君）

続きまして、議案書の25ページをお願いいたします。

承認第4号でございます。専決処分の承認を求めることについてでございます。

大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第179条

第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので同条第3項の規定により議会に報告しその承認をお願いするものでございます。

26ページをお願いいたします。

大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

改正の趣旨としましては、国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、関連する条例について所要の改正を行うものでございます。

条例議案説明資料の46ページをごらんください。

改正の内容につきましては、条例中の引用条項の改正でございます。第7条中の「法第72条の4」を「法第72条の5」に改めるものでございます。

議案書26ページをごらんください。

附則としましては、この条例は、平成27年4月1日からの施行となります。

平成27年3月31日の専決処分でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
(平成26年度大和町一般会計補正予算)」

議長（大須賀 啓君）

日程第7、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度大和町

一般会計補正予算)を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長高崎一郎君。

財政課長 (高崎一郎君)

それでは、承認第5号 専決処分の承認を求めることにつきまして、議案書の27ページをお願い申し上げます。

あわせまして、平成26年度大和町一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書(専決第2号)の別冊資料もあわせてご準備をお願い申し上げます。

議案書27ページでございます。

平成26年度大和町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので同条第3項の規定により議会に報告しその承認をお願いするものでございます。

28ページをお願い申し上げます。

承認第5号 平成26年度大和町一般会計補正予算(専決第2号)でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ2億2,444万6,000円を追加いたしまして、予算額を99億7,462万7,000円とするものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、第1表、29ページから30ページでございます。

第2条につきましては、地方債の変更及び廃止でございます。

議案書32ページをお開きをお願い申し上げます。

まず初めに、地方債の補正、変更でございます。

こちらにつきましては、無線放送施設整備事業に係る起債でございますが、補助金がまだ交付されていない事業を繰り越したために、起債を充当する部分がなくなったために、3,620万円を減額し、限度額を5,910万円とするものでございます。

この件につきましては、諸般の報告のほうでご説明をさせていただきました繰り越しをいたしました王城寺原演習場周辺無線放送施設設置事業のその2の工事でございますが、事業費1億4,477万円に対しまして、75%の補助1億857万7,500円が決定になっておったものでございますが、前払い金4,350万円を支払ったところでございます。26年度におきまして、30%の前払い金を払いましたが、この前払い金につきましては、出来高として認められないということで、起債の充当がなかったものでございます。

逆に繰り越しいたしました残りの70%分、今後出来高が出てくる分の1億127万円につきまして、国庫補助金は総額の75%、1億857万7,500円が交付されるということで、27年度においては支出を予定される額よりも全体の額75%分の補助金を上回って交付されることから、起債の充当がなくなったということで、やむなく減額の措置をするものでございます。

次に、33ページでございます。

こちらは起債の廃止でございますけれども、災害援護資金貸付金に係る起債でございますが、借入れ申し込みがなかったために廃止するものでございます。

それでは、別冊専決第2号の事項別明細書3ページをお願い申し上げます。

初めに、歳入でございます。

2款1項自動車重量譲与税から10款1項地方特例交付金につきましては、国から交付されます各種譲与税及び交付金の確定により措置いたしましたものでございます。10項目で合計1,348万6,000円の追加となったものでございます。

4ページ、11款地方交付税であります。総額で18億1,865万3,000円となりましたので、差額分の2億6,083万9,000円を今回追加措置したものでございます。内訳といたしましては、特別交付税といたしまして2,941万1,000円、震災復興特別交付税2億3,142万8,000円でございます。

15款1項1目民生費国庫負担金は、児童手当の確定によります減額でございます。同じく15款2項2目民生費国庫補助金につきましては、子育て世帯臨時給付事業の確定によります減額でございます。

5ページをお開きをお願いいたします。

16款1項1目民生費県負担金につきましては、児童手当の確定によります減額でございます。

18款1項3目教育費寄附金につきましては、教育振興といたしまして1件の寄附があったものでございます。

19款2項2目東日本大震災復興基金繰入金につきましては、災害復興住宅利子補給補助金及び割増商品券発行事業に充当しておりましたが、補助金の確定によりまして3万4,000円の減額となったものでございます。

21款5項3目雑入につきましては、市町村職員研修所の受講費助成金42万9,000円の追加となったものでございます。

22款町債につきましては、先ほどご説明申し上げました総務債の変更と民生債の廃止それぞれ見込みまして合計4,640万円の減額となったものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

次に、歳出でございます。

引き続き資料の6ページをお開きをお願いいたします。

2款1項3目財政管理費でございますが、25節積立金でございますが、震災復興特別交付税等の財源調整後におきまして、まちづくり基金に1億円の積み立てを行うものでございます。

引き続き、2款1項13目無線放送施設整備費につきましては、先ほど来ご説明申し上げました地方債の減額によりまして3,620万円を一般財源に振りかえるものでございます。

以上でございます。

議長 長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 (千葉喜一君)

それでは、続きまして6ページ、民生費、3款1項4目障害者福祉費19節負担金につきましては、知的障害児通園施設利用料の確定によります減額補正となったものでございます。

よろしく申し上げます。

議長 長 (大須賀 啓君)

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 (内海義春君)

それでは、3款2項1目23節償還金利子及び割引料につきましては、償還金でございまして、平成25年度の未熟児養育医療費給付事業につきまして、精算確定に基づきまして国への補助金の返還金を行うものでございます。同じく2目20節扶助費につきましては、児童手当等支給費の支給額の確定によります減額補正でございます。同じく6目につきましては、子育て世帯臨時特例給付事業に要したものでありまして、4節は臨時職員の社会保険料、11節需用費は封筒の印刷製本費、12節役務費は郵送料、銀行振込手数料の額の確定による減額を行うものでございます。

7ページをお願いいたします。

19節交付金につきましては、給付金支給額の確定によります減額を行うものでございます。

よろしく願いいたします。

議長 長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 (千葉喜一君)

同じく7ページ、3款3項1目復興支援費19節補助金につきましては、災害復旧住宅融資利子補給費の確定、21節貸付金の災害援護資金貸付金の確定により補正でございます。

よろしく願いいたします。

続きまして、4款衛生費1項2目予防費13節委託料につきましては、各種予防接種事業の業務委託料の確定によります補正でございます。

よろしく願いいたします。

議長 長 (大須賀 啓君)

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長 (大塚弘志君)

6款1項2目商工振興費19節負担金補助及び交付金につきましては、くろかわ商工会で実施しております割増商品券発行事業の事業費の確定によります減額補正でございます。

よろしく願いします。

議長 長 (大須賀 啓君)

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 (櫻井和彦君)

引き続きまして、9款1項2目事務局費でございます。25節積立金でございますが、学校校舎建設基金へ1億4,700万円、学校教育振興基金へ20万円の積み立てをお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
（平成26年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算）」

議長（大須賀 啓君）

日程第8、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長（千葉喜一君）

議案書34ページをお願いいたします。

承認第6号 専決処分の承認をお願いするものでございます。

平成26年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので同条第3項の規定により議会に報告しその承認をお願いするものでございます。

35ページをお願いいたします。

平成26年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算（専決第1号）でございます。

平成26年度大和町の介護保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによ

るものでございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ751万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億148万8,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書の11ページをお願いいたします。

歳入でございます。

7款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、422万9,000円の減額補正となったものでございます。財源調整による減額補正となったものでございます。

9款諸収入3項雑入2目返納金につきましては、1,174万2,000円の補正額となったものでございます。

12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費3項認定調査等費1目認定調査等費9節旅費につきましては、事業確定によります1万3,000円の補正額となったものでございます。

2款保険給付費1項、2項及び4項の介護サービス等費につきましては、19節負担金の確定によります補正額となったものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
(平成26年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算)」

議長 (大須賀 啓君)

日程第9、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算)を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

続きまして、議案書の37ページをお願いいたします。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

平成26年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので同条第3項の規定により議会に報告しその承認をお願いするものでございます。

38ページをお願いいたします。

平成26年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算(専決第1号)でございます。

歳出予算の補正でございます。

第1条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、第1表によるものでございます。

専決事項の事項別明細書13ページをお願いいたします。事項別明細書の13ページでございます。

2 歳出でございます。

1款2項1目徴収費につきましては、減額補正でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、増額の補正でございます。それぞれ歳出の見込み額の確定による補正を行ったものでございます。

予算総額1億9,588万3,000円の予算総額については変更はございません。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「承認第8号 専決処分の承認を求めることについて
(平成27年度大和町一般会計補正予算)」

議長 (大須賀 啓君)

日程第10、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度大和町一般会計補正予算)を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長高崎一郎君。

財政課長 (高崎一郎君)

それでは、議案書40ページをお願い申し上げます。

承認第8号 専決処分の承認を求めることにつきまして、平成27年度大和町一般会計補正予算につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので同条第3項の規定により議会に報告しその承認をお願いするものでございます。

あわせて、平成27年度一般会計歳入歳出予算事項別明細書(専決第1号)をご参照をお願い申し上げます。

議案書41ページをご参照願います。失礼しました。議案書41ページでございます。

平成27年度大和町一般会計補正予算(専決第1号)でございます。

第1条につきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ564万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億7,664万9,000円とするものでござい

ます。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。42ページがその第1表でございます。

それでは、別冊の専決第1号事項別明細書をお開きをお願いいたします。

3ページをお開きをお願いいたします。

初めに、歳入でございますが、20款1項1目繰越金につきまして、歳出補正額との見合いで564万9,000円の追加措置をするものでございます。詳細につきましては、歳出のほう、担当課の課長よりご説明をさせていただきます。

歳入につきましては以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

議長 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長 (佐々木哲郎君)

歳出でございます。

10款災害復旧費2項1目道路改良災害復旧費13節委託料でございます。この件につきましては、ことしの3月10日の豪雨による災害復旧事業に係る業務委託で、町道小鶴沢線及び準用河川山田川の測量及び実施設計に係る費用でございます。

よろしくをお願いいたします。

議長 長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから承認第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第43号 大和町介護保険税条例の一部を改正する条例」

日程第12「議案第44号 平成27年度大和町一般会計補正予算」

日程第13「議案第45号 平成27年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第14「議案第46号 平成27年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第11、議案第43号 大和町介護保険税条例の一部を改正する条例から、日程第14、議案第46号 平成27年度大和町水道事業会計補正予算までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長（千葉喜一君）

それでは、議案書43ページをお願いいたします。

議案第43号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

恐れ入りますが、別冊の条例議案説明資料の47ページ、議案第43号関係の新旧対照表をあわせてお願いをいたします。

改正の内容といたしましては、第1号65歳以上の被保険者の低所得者の保険料負担の軽減強化が図られたものであります。

大和町介護保険条例の一部を次のように改正するものでございます。

第2条第1項の次に次の1項を加えるものであります。

2項といたしまして、第1項第1号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る保険料率に係る法第146条に規定する政令で定める基準は、基準額に10分の5から10分の0.5を越えない範囲内において町長が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとするものでございます。

それでは、議案書43ページにお戻りいただきたいと思っております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の大和町介護保険条例の規定は、平成27年4月1日から適用するものでございます。

よろしくをお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長高崎一郎君。

財政課長 (高崎一郎君)

それでは、議案第44号でございます。

議案書44ページをお開きをお願いいたします。

あわせまして、歳入歳出補正予算事項別明細書(第1号)をご準備をお願い申し上げます。

議案書44ページでございます。

平成27年度大和町一般会計補正予算(第1号)でございます。

平成27年度大和町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条でございます。

歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,688万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億4,353万8,000円とするものでございます。

第2項であります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、議案書45ページ、46ページでございます「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書3ページをお願い申し上げます。

初めに、歳入につきましてご説明を申し上げます。

15款2項8目特定防衛施設周辺整備調整交付金であります。こちらは今年度1次交付分のうち、普通分、SACO分につきまして当初予算で措置しておりました分への追加措置といたしまして4,873万1,000円を追加するものでございます。

16款3項3目教育費委託金につきましては、追加決定となりましたスクールソーシャルワーカー活用委託費229万5,000円と、学び支援コーディネーター等配置事業費委託金543万3,000円、合わせまして772万8,000円の追加措置でございます。

18款1項1目教育費寄附金につきましては、黒川チャリティーコンサート実行委員会から収益の一部につきまして児童図書の購入費用として寄附の申し込みがあったものでございます。

20款1項1目繰越金につきましては、平成26年度からの繰り越しでございまして、調整財源といたしまして967万6,000円の計上でございます。

21款5項3目雑入につきましては、大和町文化振興協会運営事業費精算金でありま

すが、こちらはまほろばホールにおきます平成26年度自主事業に係ります精算金70万6,000円の措置でございます。

なお、本件につきましては、詳細につきまして別冊の第44号関係資料に基づきまして生涯学習課長より説明させていただきます。

よろしく申し上げます。以上であります。

議長（大須賀 啓君）

生涯学習課長村田良昭君。

生涯学習課長（村田良昭君）

それでは、詳細につきまして説明させていただきたいと思っております。

今回3ページでございますが、21款5項3目雑入70万6,000円につきましては、大和町文化振興協会の運営事業費の精算、平成26年度分でございます。また、26年度分の決算書と事業報告書の提出がなされておりますので、これにつきましては、別冊の議案第44号関係、平成27年度大和町文化振興協会歳入歳出決算書もあわせてごらんいただきたいと思っております。

A4判1枚とA3判が2枚の仕様になっておりますが、A4判、一番下をごらん願います。

歳入総額につきましては2,226万9,752円、歳出の決算額は2,156万3,428円、合計で70万6,320円の差引残高となっております。その金額を平成27年度一般会計に戻入するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長（小川 晃君）

歳出につきましては、2款1項6目企画費でございます。事業の内訳につきましては、企画管理費と防衛施設周辺整備対策費で、企画管理費は、大和町第4次総合計画見直し及び総合戦略策定に係ります経費でございます。防衛施設周辺整備対策費は、昨年度に引き続き行われます米軍実弾射撃移転訓練の対策に要する経費でございます。

3節職員手当等でございますが、職員の中から総合計画見直し検討部会部員9名、

総合戦略策定に当たり検討部会の部員15名が任命をされております。今後勤務時間外での部会開催が予定されますことから、その際の職員の時間外勤務手当及び米軍実弾射撃移転訓練に係ります日直業務、騒音測定業務等の職員の時間外勤務手当でございます。

11節需用費でございますが、需用費のうち消耗品費につきましては、住民周知用のチラシ代等の消耗品代でございます。燃料費につきましては、巡回パトロールの際の公用車の燃料代でございます。

以上でございます。

議長 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

続きまして、民生費3款1項2目老人福祉費の4節共済費、7節賃金につきましては、事務補助員に要する費用の補正をお願いするものでございます。

どうぞよろしくお願いたします。

議長 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長 （大塚弘志君）

6款1項3目観光費につきましては、8月2日に開催予定しておりますまほろば夏まつり及び8月8日に予定をしております七夕まつりに係るものでございます。

19節負担金補助及び交付金の補助金でございます。まほろば夏まつりの夜の花火にかかりますイベントの費用、それから七夕まつりに係ります経費につきましては、飾りつけの材料費、竹飾り用の竹代、野外ステージ用の車借上代、ステージショー及びパレード参加者への謝礼、警備委託料などに係ります経費につきまして補助したいと考えているものでございます。

以上でございます。

議長 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長佐々木哲郎。

都市建設課長 （佐々木哲郎君）

続きまして、7款1項1目土木総務費でございます。13節委託料でございます。地籍図の地図訂正に係る業務委託費をお願いするものでございます。

続きまして、事項別明細書5ページをお願いいたします。

7款2項1目道路維持費でございます。14節使用料及び賃借料でございます。これにつきましては、道路保安用品の借上料をお願いするものでございます。15節工事請負費につきましては、町道石倉線の通行どめ解除に係るのり面対策工事の費用をお願いするものでございます。18節備品購入費につきましては、町道幕柳大平線、田中橋の通行どめに係る道路保安用品の購入に要する費用をお願いするものでございます。続きまして、7款2項2目道路新設改良費でございます。15節工事請負費でございます。町道松坂平7号線及び高田線の舗装改良工事の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

次に、消防費でございます。8款1項3目消防施設整備費事業でございます。15節工事請負費で150万円の補正をお願いするもので、吉岡地内の民地に設置されております防火水槽20トンの撤去工事の費用でございます。地権者から土地の利用により撤去の要望がありましたもので、黒川消防署と協議いたしました上、老朽化も進んでおりますし、付近には消火栓もあり、やむを得ないと判断したものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

続きまして、9款教育費1項教育総務費2目事務局費でございます。8節及び9節、11節、12節の補正でございますが、確かな学びプロジェクト事業において行います委

託事業の学び支援コーディネーター等配置事業に要します経費の補正でございます。

8節報償費につきましては、学び支援コーディネーター1名及び学び支援員にお願いいたしますボランティアに対します謝金でございます。9節旅費につきましては、同じく学び支援コーディネーター及び支援員の事務連絡などに要する旅費でございます。11節につきましては需用費、消耗品につきましては、コピー用紙代等に要します経費でございます。12節役務費でございますが、通信運搬費につきましては、事務連絡等に要します切手代、保険料につきましては、ボランティア保険への加入に要します保険料でございます。

次に、2項2目でございます。教育振興費でございますが、6ページになります。報償金でございますけれども、こちらはスクールソーシャルワーカーに対します国の予算成立に伴いまして当該補助事業の経費拡充によります追加の補正をお願いするものでございます。

次に、3目施設整備費でございます。13節委託料でございますが、落合小学校校舎、バルコニーの改修を行うための実施設計業務を委託するための費用の補正をお願いするものでございます。

次に、3項中学校費1目学校管理費でございますが、14節使用料及び賃借料につきましては、町道石倉線の通行どめに伴いまして、宮床中学校スクールバスが通行不能となったことに伴います代替タクシーの借上料及び大和中学校スクールバス吉田コースのタクシー対応分の補正をお願いするものでございます。

なお、大和中学校分につきましては、中学校再編時の通学の考え方の基準により運行するものでございまして、通常吉田コースのバスを迂回させますと約30分の時間を要し、大幅な運行時間増加、あるいはルートの見直しによりますバスの増車が必要となるものでございまして、一部路線をタクシーでの対応とするものでございます。大和中学校スクールバス検討委員会開催時期等の関係から当初予算に計上をすることが不可能でございまして、今回の補正となったものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 (大須賀 啓君)

生涯学習課長村田良昭君。

生涯学習課長 (村田良昭君)

続きまして、9款4項2目公民館費図書運営費11節需用費4万8,000円の消耗品で

ございますが、ことし2月15日日曜日にまほろばホールで開催された青年団によるチャリティーコンサートの一部収益金からご寄附をいただいたわけですが、その寄附金全額を図書を購入費に充てたものでございます。図書につきましては、青少年読書コンクール課題読書を購入しております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長（千葉喜一君）

それでは、議案書の47ページをお願いいたします。

議案第45号 平成27年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算でございます。

平成27年度大和町の介護保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ487万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,432万円とお願いするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。48ページが第1表となっております。

それでは、事項別明細書の10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款国庫支出金2項国庫補助金3目介護保険事業費補助金につきましては、平成27年度介護保険制度改正における介護報酬改正等に伴うシステム改修の事業費補助金でございます。

7款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金を差額分を補正するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費13節につきましては、介護報酬改正等に伴いますシステム改修に要します業務委託料でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

上下水道課長蜂谷君。

上下水道課長 （蜂谷俊一君）

続きまして、議案書の49ページをお願いします。

議案第46号 平成27年度大和町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条、総則です。平成27年度大和町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものであります。

第2条の収益的支出であります。平成27年度大和町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出です。

第1款水道事業費用に63万2,000円を追加し8億9,229万3,000円とし、第1項営業費用にも同額を追加し8億6,716万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、平成27年度大和町水道事業会計補正予算実施計画書をごらんください。

12ページでございます。

平成27年度大和町水道事業会計補正予算実施内訳書でございます。

収益的支出です。支出です。

1款水道事業費用1項営業費用1目浄配水費の賃借料でございます。本年度より施設の円滑な管理、災害等への迅速対応を行うために本年度からマッピングシステム構築事業をスタートしております。その現地調査用として軽自動車の賃借料をお願いするものであります。月額6万5,000円、9カ月間の賃借料に消費税を加えた合計63万2,000円となるものです。

以上です。どうぞよろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

これで説明を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、5日の午後1時30分です。

大変ご苦労さまでした。

午後5時55分 延 会